

**現状と課題等に関するWG  
これまでの検討状況（報告資料）**

平成 2 8 年 1 2 月

# 現状と課題等に関するWG これまでの開催実績

開催日	議題
第1回 (平成28年 7月29日)	郵政事業のユニバーサルサービスの現状、情報通信審議会答申概要、検討スケジュール(案)、今後の主な検討事項等
第2回 (9月13日)	我が国及び諸外国の郵便制度の現状等、日本郵便株式会社へのヒアリング等
第3回 (10月17日)	前回会合(日本郵便ヒアリング)での主なご意見等、政策的低廉料金サービス、郵便事業の収支状況の情報開示等
第4回 (10月26日)	日本郵便株式会社へのヒアリング等【非公開】
第5回 (11月15日)	郵便法に定める認可・届出 日本郵便株式会社への追加質問の回答等【非公開】
第6回 (11月22日)	本WGのこれまでの検討状況について【非公開】

## 1 ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題

### ① 郵便サービスの種別

- ・ 郵便サービスの種別(第一種、第二種、第三種、第四種)に関する現状と課題
- ・ 各種別ごとのサービスの現状と課題について検討・整理。

### ② 政策的な低廉料金サービス(第三種郵便物、第四種郵便物)

特に赤字サービスとなっている第三種郵便物(定期刊行物)及び第四種郵便物(点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子)の現状と課題について検討・整理。(※①と一部重複)

## 2 ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題

### ① 郵便法に定める認可・届出(料金、郵便約款、郵便業務管理規程)

郵便料金、郵便約款及び郵便業務管理規程の制定・変更の手續に係る現状と課題について検討・整理。

### ② 地域における郵便局ネットワーク(金融窓口、簡易局を含む)の維持

少子高齢化、人口減少等が進展する中での地域における郵便局サービスの提供方法に係る現状と課題について検討・整理。

# 1 郵便サービスの種別について

## 1. 現状

### (1) 郵便物の種別

- 郵便法において、郵便物の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、4つの種別を設けている。

種別	第一種郵便物	第二種郵便物	第三種郵便物	第四種郵便物
内容	書状等	葉書	定期刊行物	通信教育、点字、盲人用録音物等、農産物種子等、学術刊行物

### (2) 郵便物の引受物数の推移

- 郵便物の総引受物数は、平成13年度のピーク時から連続して減少（平成27年度はピークと比べ、31.5%減少）。

種別	ピーク	平成27年度	減少率
総引受物数	26,314百万通（平成13年度）	18,030百万通	▲31.5%
第一種郵便物	13,188百万通（平成13年度）	8,464百万通	▲35.8%
第二種郵便物	7,808百万通（平成14年度）	6,315百万通	▲19.1%
年賀	3,714百万通（平成9年度）	2,351百万通	▲36.7%

### (3) 料金水準及び料金規制

- 第一種郵便物（25g以下の定形郵便物）は82円以下、第二種郵便物は82円より低いものであること、第三種及び第四種郵便物の料金は、同一重量の第一種郵便物より低いものとしている。
- 郵便料金は、平成6年に見直して以降、22年間、その水準は維持されている（消費税転嫁を除く）。
- 郵便料金は届出制（政策的な低廉料金サービスである第三種及び第四種郵便物は認可制）。

### (4) 郵便事業の収支

- 平成27年度において、郵便事業の収支（第一種～第四種、特殊取扱及び国際郵便の営業利益）は123億円。
- 民営化以降、第一種郵便物は黒字を計上しているが、利益幅は年々減少。
- 第二種郵便物は、平成24年度を除き赤字を計上し、平成27年度は民営化以降最大の294億円の赤字を計上。

（単位：億円）

	第一種郵便物	第二種郵便物	第三種郵便物	第四種郵便物	特殊取扱	国際郵便	計
営業利益（平成27年度）	119	▲294	▲67	▲11	258	117	123

## 2. 課題

### 日本郵便㈱から示された課題(ヒアリングでの補足説明含む)

#### (1)物数の減少

平成13年度をピークに一貫して減少傾向。  
一方で、配達箇所数は横ばいであることから、引受物数の減少が営業費用の減少につながりにくい。

【配達箇所数の推移】 (千箇所)

平成20年度	平成22年度	平成25年度	平成26年度
58,901	61,644	61,790	60,581

#### (2)コスト増

大型郵便物(定形外)の増加によるコスト増。

●定形外は近年増加傾向

平成25年度	平成26年度	平成27年度
9.6億通(+1.4%)	10.2億通(+6.5%)	11.3億通(+10.5%)

●郵便物の厚さが3cmを超えると持戻率が急増

	持出個数	持戻個数	持戻率
3cm以下	69,240個	329個	0.5%
3cm超	2,508個	358個	14.3%
合計	71,748個	687個	1.0%

※平成26年日本郵便㈱の調査結果(全国100郵便局)を対象に、ゆうパケット及びゆうメールの配達状況を調査

### 日本郵便の補足説明

#### <今後の利用見込み>

- 日本郵便の調査によれば、郵便受箱に投函できないものは、定形外郵便物の約6%程度(平成27年度ベースで6千万通程度)。
- また、定形外郵便物については、今後も、eコマースの市場規模拡大により、更に利用の拡大が見込まれる。

#### <コストへの影響>

- 定形外郵便物は、大型の郵便物として、他の小型郵便物とは区分作業など異なるオペレーションで行われる。
- 大型区分機で処理可能な規格は限定(長さ40cm以内、幅30cm以内、厚さ3cm以内、重量1kg以内のもの)され、手区分による作業コストが増加。
- 郵便受箱に投函できない定形外郵便物の再配達に伴う事務負担(対面配達・保管等の事務)が増加。

## 2. 課題（続き）

## 日本郵便㈱から示された課題（ヒアリングでの補足説明含む）

## (3) 第二種の赤字

第二種郵便物は平成25年度から平成27年度まで大幅な赤字を計上。

・平成25年度 ▲39億円      ・平成26年度 ▲215億円      ・平成27年度 ▲294億円

## 日本郵便の補足説明

## &lt;利用構造&gt;

- ・ 第二種郵便物の物数は、年賀3割（大半は個人利用）、その他7割（大半が法人利用）。
- ・ 法人利用者がコスト削減のため、第一種郵便物の利用から第二種郵便物の利用に移行。  
（第一種郵便物は第二種郵便物に比して、減少が大きい）
- ・ 年賀については、短期間で、平常時よりもまとまった通数の郵便物を一度に集約して配達すること等により、その他の第二種郵便物よりも取扱コストが低く（1日当たりの配達通数などがその他の第二種郵便物よりも多く、効率が良い）、収支は黒字。

	年賀	その他
取扱期間	12/15～翌年1/7(※1)	毎日
1日当たりの配達通数	約1,746百万通（2016.1.1配達実績）	約61百万通/日(※2)（2015年5月物数調査）
1箇所当たりの配達通数	約30.6通/か所（2016.1.1配達実績）	約2通/か所・日(※2)（61百万通÷30百万か所）

※1 通信日付印を省略する期間    ※2 第二種郵便物のみの数値は調査していないため、郵便物等全体の配達物数

## &lt;コスト(赤字要因)&gt;

- ・ 第二種郵便物は第一種郵便物（定形郵便物）と同一のオペレーションで処理していて、直接的なコストは同程度であるのに対し、料金は第一種郵便物（定形郵便物）に比べ安く設定されていることが赤字の原因。
- ・ 取扱コストの低い年賀が減少していることも全体としての赤字拡大につながっている要因。  
（ピーク時は第二種郵便物全体の35%程度の37億通強の利用⇒約27%の23億通まで減少）

## &lt;その他(料金割引の影響)&gt;

- ・ 料金割引率は、差出人による作業の負担、作業の平準化等により得られるコスト削減効果を料金面で差出人に還元することを基本としつつ、割引による需要喚起効果を勘案して設定している。

### 3. 日本郵便㈱における経営効率化等の取組状況

- 郵便事業は、売上高人件費率が6割を超えている労働集約的なコスト構造。
- 労働力市場のひっ迫による人件費単価の高騰や、法定福利費の増加など外的要因による人件費の増加があったものの、業務の機械化・システム化、各種業務の見直し等による生産性向上に取り組むことにより人件費を削減し、売上高人件費率の低下を実現。(2013年度64.6%→2014年度64.6%→2015年度64.1%)
- これらの取組を含め、郵便物数が平成13年度のピーク時に比べ約30%減少する中、日本郵便㈱においては、次の経営効率化等の取組を実施し、黒字を維持。

#### (1) 経営効率化の取組

##### ア 生産性向上施策

- 機械化・システム化(区分機の配備、区分機の性能向上等による内務作業の効率化等)
- 業務の見える化による効率化(配達担当者の作業内容の「見える化」による集配業務の生産性の向上)
- 集配拠点の見直し(削減)、郵便・物流ネットワークの再編(郵便物等の区分作業拠点を集約し、機械処理率を高め、ネットワーク全体の生産性の向上)
- 年賀配達の見直し(内務作業は短期アルバイト、配達は正社員等が対応することで配達効率向上、1月2日配達廃止)
- 郵便物の減少に応じた要員配置の見直し、間接業務(24時間自動受付等)の見直し

##### イ 物件費の削減

- 運送費の削減(郵便物と荷物の混載による効率的な運送、輸送情報システムの導入による積載率向上等の取組など、運送便を効率化)
- その他経費の削減(本社契約への集約、競争入札の推奨・強化等)

#### (2) サービス改善・収入源の拡大

##### ア 民営化以降の郵便の主な新商品・サービスの提供

【新商品】レターパックプラス、レターパックライト、スマートレターの提供(販売も順調に増加)

【ICT化に対応したサービス】e内容証明、Webレタックス、Webレターの提供(利用通数も拡大傾向)

【その他】特定記録郵便、本人限定受取郵便(特定事項伝達型)、後納ポストイン、配達時間帯指定郵便(利用通数も拡大傾向)

##### イ 手紙文化振興(手紙教室、コンクール等)、DM振興(全日本DM大賞の開催)

##### ウ 受取利便性の向上(大型郵便受箱の設置勧奨)

###### <荷物等の取組>

- 荷物に関する新商品・サービスの提供(追跡ゆうメール、当日配達ゆうパック、リターンパック、クリックポスト、ゆうパケット等)
- 受取利便性の向上(コンビニエンスストア・郵便局での受取り拡大、「はこぼす」の設置拡大)
- 物流ソリューション(商品プロモーション、ECサイト構築、受注、ロジスティクスの支援及び配送等を一貫して引き受ける「ワンストップ通販ソリューション」)
- My Post(「インターネット上の郵便受け」、2017年7月より、政府サイト「マイナポータル」と連携予定)



## 4. 構成員の主な意見等

## &lt;第二種郵便物&gt;

- 第一種郵便物の黒字で第二種から第四種郵便物の赤字を賄うことができないというトレンドが構造的にあり、大幅に改善されることは期待できないとなると値上げしか選択肢はないと思う。
- 葉書の持つ簡便性や迅速性がメール等に代替され、消費者にとっての葉書の意味が薄れており、諸外国でも第一種郵便物の価格と一緒にしているところもある。
- 第二種郵便物については、年賀とそれ以外に分けて、料金体系を見直すこともあるのではないか。
- 電子化が進んでいる状況の中で、価格をどうするのかと、どのようにコストを減らすかは同時に議論しなければならない。やりつくした後でない料金値上げの話はできないと思う。
- 第二種の郵便料金を見直すことを国民に説明する際には、ユニバーサルサービスがどのようなものであるかということ、ユニバーサルサービスの維持にどの程度のコストがかかっているかということ、そのコストを賄うためには企業努力を踏まえても値上げが必要であることの説明が必要。
- (料金の値上げについては)値上げした場合にどの程度需要が下がるのか等の分析も必要。
- 第二種の郵便料金の値上げも選択肢ではあるが、法人の大口割引についても精査すべきと思う。

## &lt;大型郵便物&gt;

- eコマースの影響などにより、郵便物が大型化し、機械処理になじまないものや受箱に入らないものも生じてコスト増になっているなら、料金設定や配送方法を限定するなどして、宅配荷物への誘導も可能なのではないか。

## &lt;その他&gt;

- 日本郵便(株)において、さらに規制緩和の要望や料金見直しの動き等があれば教えていただきたい。
- 将来的には、諸外国でやっているような補助金や基金という方法も検討すべきではないだろうか。
- 社会政策的なサービスとしてのユニバーサルサービスの維持にあたり、それがどの程度のコスト負担になっているのかについての情報公開や何か状況の変化があった場合に、パブコメ等を実施することも考えられる。

## 【日本郵便の回答】

- ・ 当社として採れる選択肢は多くない。郵便料金についても不断に検討したい。
- ・ 経営努力でコスト増を吸収するには限界があるため、必要に応じて料金水準についても検討することが必要。
- ・ 料金割引について、現在は割引料金を設定することにより差立区分が省略可能になるなど、効率的な事業運営に貢献していると考えている。

## 5. 課題等に対するWGとしての整理

日本郵便(株)の経営の取組として、経営効率化による一層のコスト削減、新商品・サービス開発等による収益拡大に継続的に取り組むことが前提ではあるが、現状の収支構造を踏まえると、ユニバーサルサービスを安定的に提供する観点からも、郵便料金の見直しによる収支改善、経営基盤の強化も選択しうる方策ではないか。

- 郵便物数が平成13年度をピークに減少(平成27年度はピーク時と比べ約30%減少)する中で、料金水準は22年間維持されてきたが、今後も郵便物数の増加を見込むことが厳しい状況において、日本郵便(株)が安定的な利益を確保し、ユニバーサルサービスを提供していくために取りうる選択肢は限られている。
- 郵便事業の収支については、第一種郵便物の黒字が減少傾向にあり、さらに、政策的な低廉料金サービスである第三種及び第四種郵便物の構造的な赤字に加え、第二種郵便物の赤字が拡大しており、このような収支のトレンドが続くなら、日本郵便(株)における経営効率化や収益拡大に向けた継続的な取組が前提ではあるが、ユニバーサルサービスを安定的に提供する観点からも第二種郵便物の郵便料金の見直しも選択肢。
- 併せて、近年、その取扱数が増加傾向にあるとともに、大型化によりコスト増となっている定形外郵便物(第一種郵便物)など、機械処理ができず、郵便受箱に投函できないもの(コスト増となっている郵便物)についても、料金体系を見直すことも方策の一つ。
- ただし、上記については、次の点についても留意が必要。

## &lt;留意すべき事項&gt;

- ① 日本郵便(株)における経営効率化によるコスト削減や収益拡大等の継続的な取組が必要。
- ② 料金の見直しによって郵便物の需要を大きく減少させることがないように注意が必要。
- ③ ②の観点も踏まえ、第二種郵便物の利用構造や収支構造にも配慮。
- ④ ②の観点も踏まえ、大型郵便物については、コスト増につながらないものについても配慮。
- ⑤ 利用者への説明や利用者の理解の観点から、収支状況について、ユニバーサルサービスの負担構造等を含めて、より分かりやすい一層の情報開示が必要(※別紙参照)。
- ⑥ 郵便が個人間の通信手段として、社会的、文化的な観点でも重要であることを踏まえ、例えば、年賀とそれ以外の料金を分けて考えるなど、様々な選択肢の検討が必要。

## 1. 現状

## (1) 制度の現状

日本郵便(株)は郵便法及び郵便法施行規則の規定に基づき、毎事業年度終了後、郵便事業の収支の状況の総務大臣への報告及び公表を義務付けられている。一方で、収支状況の具体的な区分については法令上定めがない。

## (2) 公表の現状

日本郵便(株)では、これまで、法律に基づく、郵便事業の収支状況の報告公表に当たっては、郵便物の種類別等の収支がわかるように区分したものを含め、報告及び公表。

## 【収支状況の区分の現状】

- 内国郵便： 第一種から第四種、特殊取扱の5つで区分(\*1)

\*1 法律上、特殊取扱には、義務的なユニバーサルサービスと任意のサービスがある。

- 国際郵便： 国際郵便の区分のみ(\*2)

\*2 万国郵便条約では、通常郵便物、小包郵便物、EMS業務等の種類が設けられている。また、日本郵便(株)の定める国際郵便約款では、国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物(EMS郵便物)とされている。

## 平成27年度郵便事業の収支状況

郵便事業の収支の状況 (2015 (平成27) 年度)

日本郵便株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男)は、本日、2015(平成27)年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告いたしました。

(単位：億円)			
種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益
郵便物	13,552	13,429	123
内 国 郵 便	12,475	12,469	6
第一種 (封書)	6,678	6,559	119
第二種 (はがき)	3,677	3,971	△ 294
第三種 (雑誌、新聞)	99	166	△ 67
第四種 (通信教育等)	7	18	△ 11
特殊取扱 (速達、書留等)	2,013	1,755	258
国際郵便	1,078	960	117

注1：郵便法 67 条第 7 項の規定に基づき公表するものです。

注2：記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

以上

(参考)

(単位：億円)			
種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益
荷物 (ゆうパック、ゆうメール等)	4,757	4,749	8

(出典)日本郵便(株)公表資料より

## 2. 構成員の主な意見等

- 今後、事業が大幅な赤字となると、どの部分が赤字で、どの部分がユニバーサルサービスなのかなどを国民に説明しないと理解が得られない。
- どのような区分で数字を報告・公表するのかについて法令上規定がない。例えば、どれがユニバーサルサービスで、それについての収支がいくらあるかが分からないと困るのではないか。特殊取扱は、速達、書留のようにユニバーサルサービスと任意のものがあるが、現在の収支状況の公表資料だけではこれらの点がよく分からない。より一層の情報開示をお願いしたい。
- 国際郵便についても将来ユニバーサルサービスに関連する議論にならないとも限らないし、また、国民の理解の観点からも通常郵便物、小包郵便物、EMSに分けて記載すればどうか。

## 3. WGとしての整理

郵便物の種類別等に応じた収支構造や相互の負担構造とユニバーサルサービスの維持・提供に係る透明性を確保する観点からも、利用者へのより一層の情報開示を図っていくとともに、そのために必要な制度的な担保について検討が必要。その際には次の点について留意が必要。

- 内国郵便については、法律に定められている郵便物の種類等の区分やユニバーサルサービスの義務付けがあるサービスとそれ以外との関係を考慮
- 国際郵便については、万国郵便条約や日本郵便が提供しているサービス(通常郵便物、小包郵便物、EMS)の区分を考慮

## 1 郵便物に種別を設ける理由

それぞれの種類の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、第一種郵便物から第四種郵便物まで種別を設けている。

## 2 郵便物(第一種郵便物～第四種郵便物)の種別の内容

	種別内容	大きさ(注1)		重さ(注1)	料金規制	
		最大	最小			
第一種郵便物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○筆書した書状を内容とするもの</li> <li>○郵便書簡</li> <li>○第二種、第三種及び第四種に該当しないもの</li> </ul> <p>※上記のうち、形状が整っていて取扱いが容易で、機械処理の可能なものは「定形郵便物」、そうでないものは「定形外郵便物」としている</p>	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm		4kg以下	事前届出	
第二種郵便物	<p>&lt;制度創設趣旨:無封の簡便な通信として安い料金での利用に資するため&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○郵便葉書(通常葉書及び往復葉書)(注2)</li> </ul>			①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm	—	事前届出
第三種郵便物	<p>&lt;制度創設趣旨:国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発達に資するため&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年4回以上発行する定期刊行物で、日本郵便株式会社の承認を受けたもの(例:日刊、週刊、旬刊又は月刊等の新聞紙又は雑誌など)</li> </ul>			②①以外 長さ14cm、幅9cm	1kg以下	認可
第四種郵便物	<p>&lt;制度創設趣旨:特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものの郵送料を安くするため&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通信教育※1</li> <li>○盲人用点字郵便物等※2</li> <li>○農産物種子等※3</li> <li>○学術刊行物※4</li> </ul> <p>※1 通信教育を行うための重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献するもの                  ※2 盲人の方が知識等を得るための点字印刷物及び録音物等の郵送料を無料にすることにより、福祉の増進に貢献するもの                  ※3 優良な農産種苗等の頒布を容易にすることにより、農業の生産性向上に寄与するもの                  ※4 学術団体から発行される学術刊行物の郵送料を軽減することにより、学術研究の振興に貢献するもの</p>			上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	1kg以下 但し、盲人用郵便物は3kg以下	認可

(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能

(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定

通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下

郵便法(昭和22年法律第165号)(抄)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

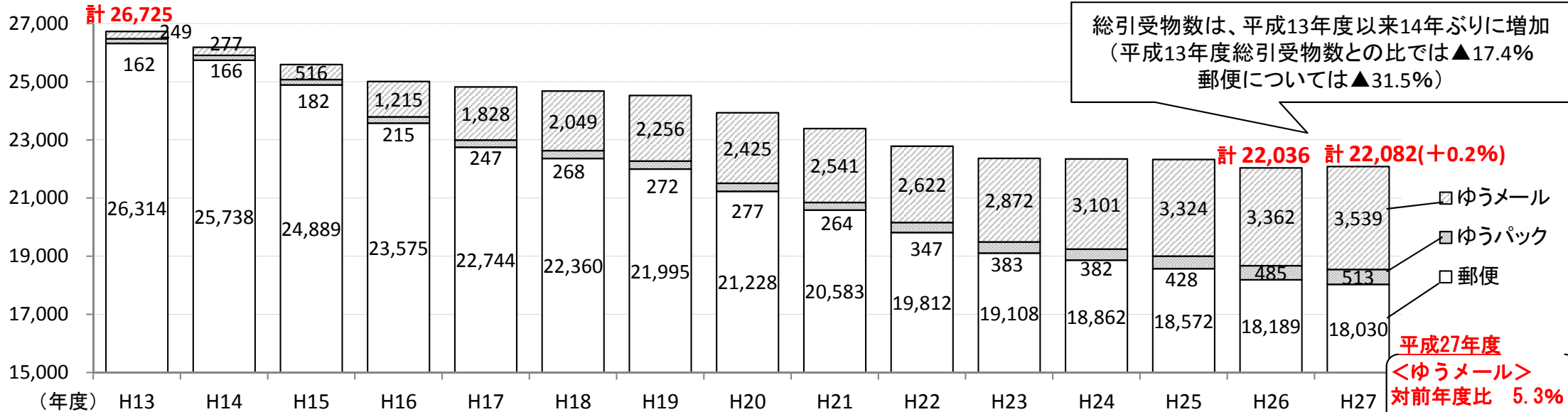
(郵便に関する料金)

第3条 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

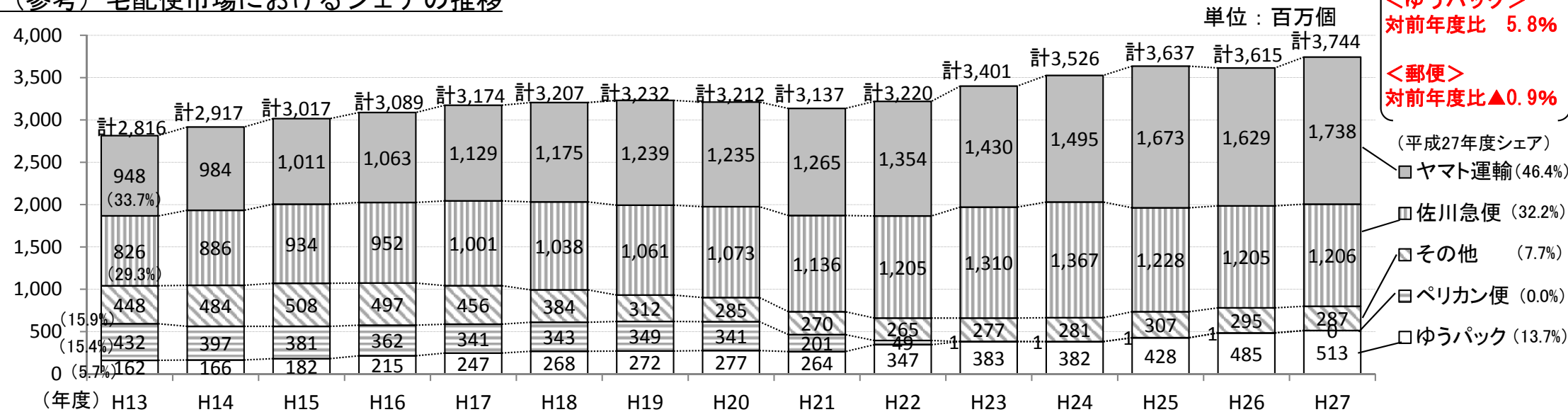
種別等(内国)		料金決定	適合要件／認可要件
第一種郵便物	書状等	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。</li> <li>配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)</li> <li>定形郵便物(※)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(82円)を超えないものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul> <p>※ 定形郵便物とは、第一種郵便物(郵便書簡を除く。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであって、その重量が25g以下のものをいう。</p>
第二種郵便物	郵便葉書	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。</li> <li>配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)</li> <li>定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
第三種郵便物	新聞、雑誌などの定期刊行物	認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)</li> <li>同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
第四種郵便物	点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等	認可	
義務的特殊取扱	書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
任意的特殊取扱	速達、特定記録郵便、交付記録郵便	事前届出(10日前)	
	上記以外(代金引換、電子郵便、配達時間帯指定郵便等)	[新規]事前届出(10日前) [変更]事後届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
上記以外の料金	切手類の交換手数料等	[新規]事前届出(10日前) [変更]事後届出	

□ 総引受物数（荷物含む）については、平成26年度比0.2%の増加となり、平成13年度のピーク以来14年ぶりに増加。  
 （郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成27年度はピークと比べ、31.5%の減少。）

## ○郵便等引受物数の推移



## (参考) 宅配便市場におけるシェアの推移



## ○郵便・物流事業セグメントにおける営業利益の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益 (郵便・物流事業セグメント)	448	427	▲1,034	▲223	374	94	▲103	67

※ 日本郵便(株)決算(単体)より。

平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

※ 印紙売りさばき、ロジスティクス事業等に係る収支が含まれており、郵便の種類別収支及び荷物の収支の合計額とは一致しない。

## ○郵便の種類別収支の推移

(単位：億円)

営業利益	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
郵便物	504	589	288	678	767	374	115	123
内国郵便	437	535	172	547	614	217	▲7	6
第一種	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294
第三種	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11
特殊取扱	▲177	29	108	85	145	59	162	258
国際郵便	68	54	116	130	153	157	122	117

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

## (参考) 荷物の収支の推移

(単位：億円)

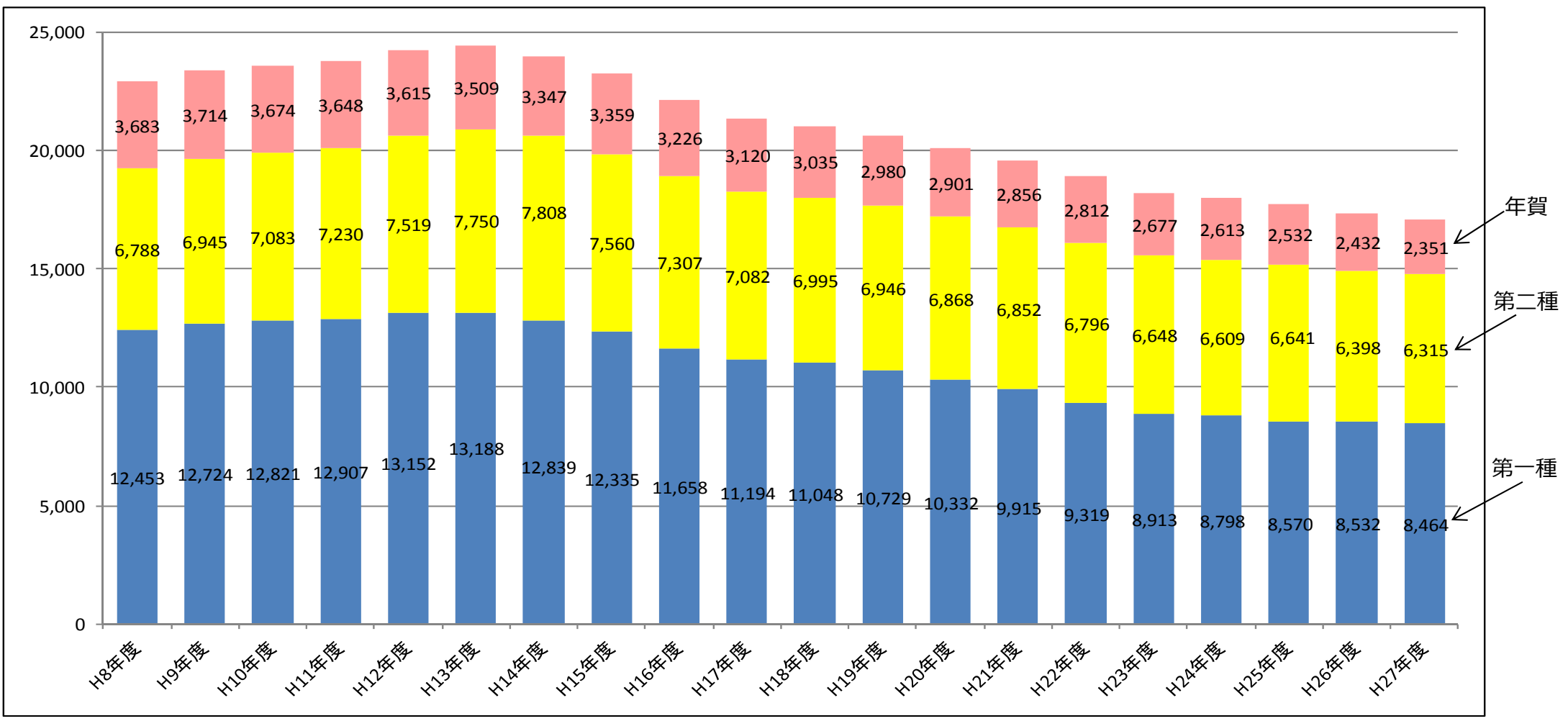
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益	▲36	▲127	▲1,185	▲774	▲416	▲332	▲208	8

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

# 引受物数の推移(第一種・第二種)

- 第一種の引受物数は、平成13年度(2001年度)をピークに連続して減少。
- 第二種の引受物数は、平成14年度(2002年度)をピークに平成25年度(2013年度)を除き、連続して減少。

単位：百万通



\* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋



# 収支の推移(第一種・第二種)

- 第一種は、連続して黒字を計上しているが、利益幅は年々減少。
- 第二種は、平成24年度(2012年度)を除き赤字を計上し、その額も増大。平成27年度(2015年度)は、赤字額が300億円近くまで拡大。

単位：億円

区別		20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度※ (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第一種	営業収益	7,780	7,484	7,035	6,774	6,633	6,473	6,597	6,678
	営業費用	6,976	6,796	6,668	6,226	6,175	6,200	6,474	6,559
	営業利益	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	営業収益	4,145	4,142	4,084	3,948	3,910	3,855	3,761	3,677
	営業費用	4,213	4,214	4,283	3,956	3,827	3,895	3,976	3,971
	営業利益	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294

※ 平成24年度(2012年度)は、平成24年4月1日から同年9月30日までは郵便事業株式会社のデータ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までは日本郵便株式会社のデータの合算。

## 2 政策的低廉料金サービスについて

## 1. 現状

### (1) 第三種及び第四種郵便物

- 第三種及び第四種郵便物は、新聞・雑誌等の定期刊行物や特定の目的のために低廉な料金が要請されているもので、昭和56年の見直し以降、現行の内容となっている。

種別	内容	目的
第三種	定期刊行物 ・一般 ・低料(月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの)	新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資すること
第四種	通信教育用、点字、盲人用録音物等、植物種子等、学術刊行物	教育の普及(通信教育)、盲人の福祉の増進(点字、盲人用録音物等)、農業の生産性向上(植物種子等)、学術研究の振興(学術刊行物)に資すること

### (2) 第三種及び第四種郵便物の引受物数の推移

- 第三種郵便物については、一般、低料ともに減少。第四種郵便物については、点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい、その他は減少。

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第三種 (単位:百万通)	一般	97	82	76	71	66
	低料	178	171	165	159	154
第四種 (単位:千通)	通信教育用	15,908	13,840	13,735	12,578	11,699
	点字	1,630	2,259	2,346	2,371	2,182
	盲人用録音物等	901	549	638	540	528
	植物種子等	1,487	1,623	1,561	1,644	1,699
	学術刊行物	3,633	3,415	3,203	2,798	2,695

### (3) 第三種及び第四種郵便物の収支

- 構造的に赤字となっており、平成27年度において、第三種郵便物の営業利益は67億円の赤字、第四種郵便物の営業利益は11億円の赤字。
- 過去5年間を見ると、第三種郵便物は70億円弱、第四種郵便物は11億円強の赤字が継続。

(単位:億円)

<営業利益>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第三種	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11

## 1. 現状（続き）

### (4) 第三種及び第四種郵便物の料金水準及び料金規制

- 第三種及び第四種郵便物の料金は、同一重量の第一種郵便物より低いものであることとしている。（再掲）
- 郵便料金は、平成6年に見直して以降、22年間、その水準は維持されている（消費税転嫁を除く）。（再掲）
- 第三種及び第四種郵便物の料金は認可制。（再掲）

種別（郵便物）			料金	
第三種	一般 50gまで。（ ）内は50gを超える50gごと		62円（8円増）	
	低料	毎月3回以上発行する新聞紙 50gまで。（ ）内は50gを超える50gごと	41円（6円増）	
		心身障害者団体が発行する定期刊行物 50gまで。（ ）内は50gを超える50gごと	毎月3回以上発行する新聞紙	8円（3円増）
			上記以外	15円（5円増）
第四種	通信教育用 100gまで。（ ）内は100gを超える100gごと		15円（10円増）	
	点字及び特定録音物等		無料	
	植物種子等		「～50g：72円」等、7段階で設定。400gを超える100gごとに51円増	
	学術刊行物 100gまで。（ ）内は100gを超える100gごと		36円（26円増）	

### (5) 第三種及び第四種郵便物の承認・指定件数

- 第三種郵便物の対象刊行物数は連続して減少。新規承認件数も減少。
- 第四種郵便物について、通信教育用の利用者数は若干の増加傾向、植物種子等の利用者数は過去5年間で若干の増加傾向にあるが、約半数が特定のもの、学術刊行物の指定件数は微減（新規件数は1桁台）、特定録音物等の指定件数は横ばい。

種別（郵便物）		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第三種	定期刊行物（対象刊行物数）	7,484	6,863	6,449	6,091	5,820
第四種	通信教育用（利用者数）	388	403	415	452	456
	植物種子等（利用者数）	157	167	186	216	189
	学術刊行物（指定件数）	2,214	2,133	1,976	1,945	1,909
	特定録音物等（指定件数）	2,708	2,737	2,753	2,573	2,601

## 2. 課題

### 日本郵便(株)から示された課題(ヒアリングでの補足説明含む)

#### (1) 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減(第三種)
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由(第三種)
- ・ 盲人の福祉の増進(点字・特定録音物等)

#### (2) 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化(通信教育用)
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加(植物種子)
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化(学術刊行物)

#### (3) 赤字体質

第三種、第四種とも構造的な赤字。

#### (4) 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種郵便物に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターの設置(正社員9名、期間雇用社員15名)。

### 日本郵便の補足説明

- ・ 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。
- ・ 第三種及び第四種は、例えば、低料第三種郵便物は8円、第四種郵便物の盲人用は無料であることから、元々黒字になることは想定されていない。

### 関係省庁による制度の必要性・妥当性等に対する意見

関係省庁からは、今日においても、第三種及び第四種郵便物の制度の妥当性・必要性があり、利用者ニーズも高いといった意見が出された。

郵便物		主な意見概要	関係省庁
第三種郵便物		民主主義の基盤となる政治・政策等の報道や論議を目的とした政党の機関紙誌等の郵送に相当程度活用され、その見直しの影響は極めて大きいものであることから、慎重かつ丁寧な対応が必要。	総務省
	低料(心身障害者団体発行のもの)	障害者が円滑に情報を取得するために、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要。	厚生労働省
第四種郵便物	通信教育用	近年、勤労青年の数は減少傾向にある一方、不登校経験者等の自立に困難を抱える者に対する受け皿として、制度発足当初とは異なった形でその重要性が高まっている。 働き方改革を進めていく上で、働きながら学ぶことを可能とする通信教育はより一層重要。	文部科学省 厚生労働省
	点字・盲人用録音物等	高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が十分普及しているとは言えず、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できない。	厚生労働省
	植物種子等	大半の農家が利用している。TPPを受け、農業生産資材の低コスト化が強く求められている。	農林水産省
	学術刊行物	未だ半数以上の学術刊行物は紙媒体によって発行。割高な民間事業者のメール便に切り替えると、発送に係る費用が新たに発生し、学術研究の振興に支障をきたす。	文部科学省

## 3. 構成員の主な意見等

## &lt;共通&gt;

- 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。
- 営業利益が123億円しかない中で、80億円弱の赤字は小さい数字ではない。第三種、第四種について、政策的な意義がやや薄れているようなものもあれば、現在もなお政策的あるいは公益の観点から政策的な低廉料金を堅持する必要があるものもある。個別にメリハリをつけた見直しが必要。
- 今の制度で行くのがいいのか、80億円の赤字は社会的コストと認識するのか、諸外国のように基金や補助金でやるのかなども考える必要がある。一律に全部見るといよりも個々の制度の意義について精査することも必要。
- 諸外国と比較すれば、植物種子や通信教育を制度化している国はなく、定期刊行物を制度化している国は半分くらいで、盲人用郵便物などの社会福祉的なものは各国とも制度化している。諸外国の状況を踏まえ、社会福祉目的とそれ以外で大きく分けて、個別に必要性について精査していくことも必要ではないか。
- (第三種及び第四種郵便物について、)日本郵便は「政策的に意味あるものか判断するのは政府」と言っているが、この検討会において、広く国民全体に負担してもらうという観点で郵便料金の見直しが提言として出てきてもいいと思う。
- (第三種及び第四種郵便物について、) 料金の割引という形で日本郵便に負担させることが政策目的を達成するために適切な手段なのか考えることが必要だと思う。
- 各省の第三種・第四種郵便物への思い入れは強く、各省へヒアリングする機会を設けていただきたい。
- 関係省庁の意見について、飛躍を感じる部分があり、例えば、「学術の振興に支障をきたす」のは、何故、どうしてそうなるのか聞きたい。関係省庁へのヒアリングの際には、定量的なデータ、その影響との因果関係及び代替可能性を聞きたい。

## &lt;第三種郵便物&gt;

- 心身障害者用サービスには無視できない需要が引き続きあると思う。また、一般第三種郵便物は代替サービスが存在し、競争にさらされていると考えられることから、低料第三種郵便物とは区別して議論する必要があると思う。
- 障害者の需要は高く、それには答えていくべきだと思う。それ以外は、価格を上げるということになるのかもしれないが、価格を上げると利用量も減少する可能性があり、収支はむしろ悪化する可能性もある。特に規模の経済性が働くときには、数量が減少することで単位当たりのコストが高くなると思うので、その点について明らかにしていただきたい。

### 3. 構成員の主な意見等（続き）

#### <第四種郵便物>

- 第四種郵便物の植物種子について、前回のヒアリングで、その利用の大半が特定の2者しかいないとの説明があった。農林水産省の意見では「大半の農家が利用している。」とあるが、実際、大半の利用が2者となっていることは公益性の観点から望ましい状況ではないと感じる。
- 植物種子については、平成16年の民営化の会議で、（農林水産省は）廃止やむなしと言っており、精査が必要。
- 学術刊行物もやり方が変わってきており、学術振興というのであれば、配送ではなく、ホームページの作成など、電子媒体にする際の補助というものがあるのではないか。
- 通信教育について、今後の通信教育、生涯教育の観点から意義は失われていないと思うが、制度創設当初の教育の普及という段階ではなく、新たな課題が見えてきているのが現状だと思う。意義が変わってきている以上、一定の需要があることはわかるが、内容について詳細に見ていく必要。
- 制度として残しておくことのメリット、デメリットがある。通信教育については、制度を残しておくことICT化が遅れるという側面もある。
- 日本郵便は民営化し、一事業者となった。そうであるならば、第四種郵便物の料金を改定すべきだと思う。全体の収支を考えたときには、コストに見合った料金であることが必要。ただ、これまでの経緯があるので、激変緩和措置としての料金体系は必要だろう。

### 4. 今後の進め方

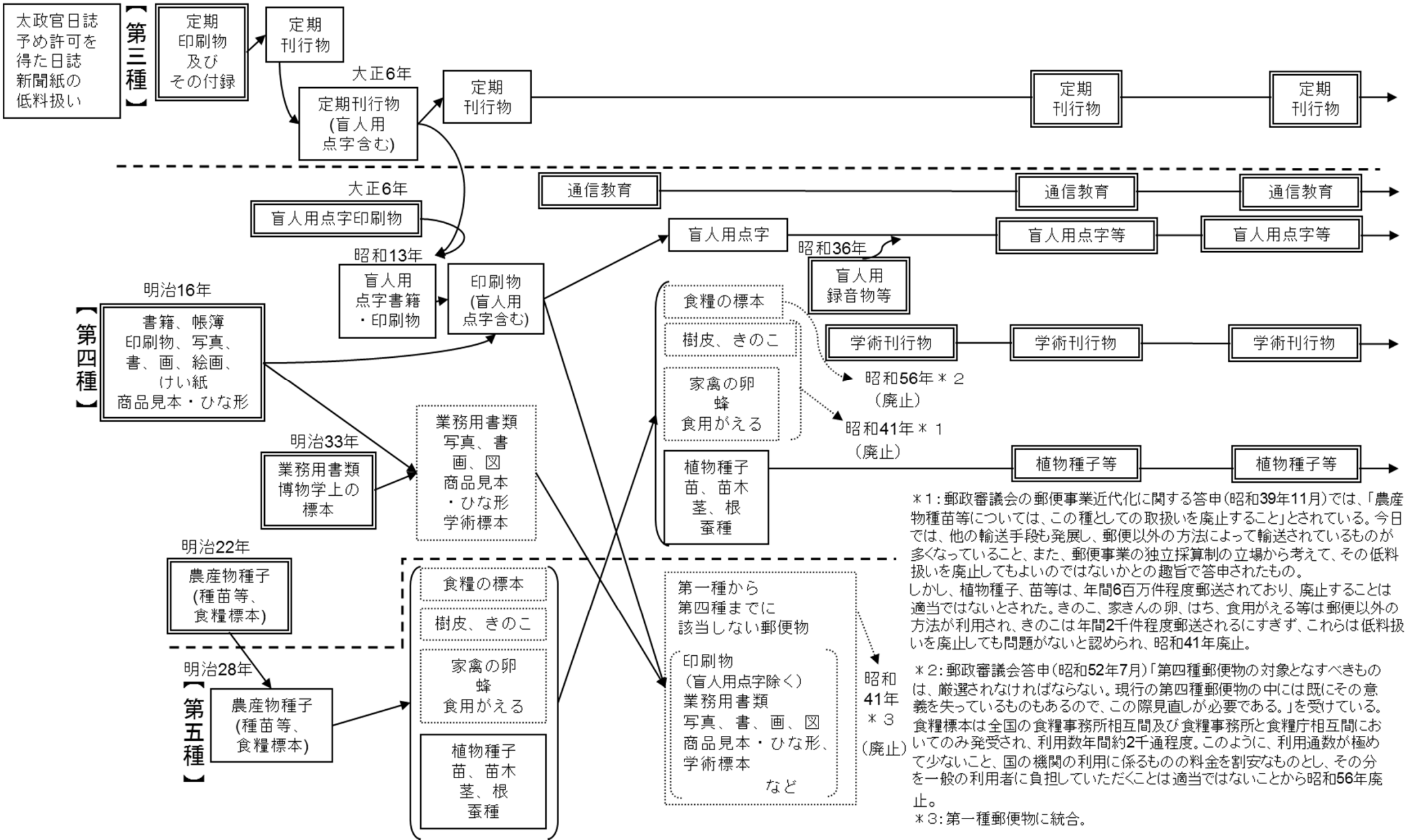
政策的低廉料金サービスである、第三種・第四種郵便物については、年明け以降、関係省庁等へのヒアリングなどを踏まえて、引き続き、本ワーキンググループにおいて検討・整理を実施する予定。

区別	概要	目的	料金 (最低料金)	第一種郵便物 との料金比較
1 第三種郵便物 (1) 下記以外のもの (2) 月3回以上発行の新聞紙 (3) 心身障害者団体発行のもの	<p>一定の条件を具備する定期刊行物であつて会社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。 (郵便法第22条)</p> <p>*月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの等の区別は法律上の区分ではなく、料金表における区分。</p>	<p>新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、低廉な料金としている。</p>	50gまで 62円	50gまで 120円
ア 毎月3回以上発行の新聞紙			50gまで 41円	
イ ア以外のもの			50gまで 8円	
			50gまで 15円	
2 第四種郵便物 (1) 通信教育用	<p>法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの。 (郵便法第27条第1号)</p>	<p>教育の普及に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 15円	100gまで 140円
(2) 点字	<p>点字のみを内容とするもの。 (郵便法第27条第2号)</p>	<p>盲人の福祉の増進に資するため、料金を無料としている。</p>	無料	50gまで 120円
(3) 盲人用録音物等	<p>盲人用録音物又は点字用紙を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)において発受するもの。 (郵便法第27条第3号)</p>		無料	50gまで 120円
(4) 植物種子等	<p>植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。 (郵便法第27条第4号)</p>	<p>農業の生産性向上に資するため、低廉な料金としている。</p>	50gまで 72円	50gまで 120円
(5) 学術刊行物	<p>学術団体がその目的達成のために、年1回以上継続して発行する学術に関する刊行物(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。 (郵便法第27条第5号)</p>	<p>学術研究の振興に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 36円	100gまで 140円



# 第三種・第四種郵便物の経緯

〔明治4年 郵便創業〕 〔明治16年 郵便条例施行〕 〔明治33年 旧郵便法施行〕 〔昭和23年 新郵便法施行〕 〔昭和24年 改正郵便法施行〕 〔昭和26年 改正郵便法施行〕 〔昭和41年 改正郵便法施行〕 〔平成19年 郵政民営化法施行〕 〔平成24年 改正郵政民営化法施行〕



\*1: 郵政審議会の郵便事業近代化に関する答申(昭和39年11月)では、「農産物種苗等については、この種としての取扱いを廃止すること」とされている。今日では、他の輸送手段も発展し、郵便以外の方法によって輸送されているものが多くなっていること、また、郵便事業の独立採算制の立場から考えて、その低料扱いを廃止してもよいのではないかと趣旨で答申されたもの。しかし、植物種子、苗等は、年間6百万件程度郵送されており、廃止することは適当ではないとされた。きのこ、家さんの卵、はち、食用がえる等は郵便以外の方法が利用され、きのこは年間2千件程度郵送されるにすぎず、これらは低料扱いを廃止しても問題がないと認められ、昭和41年廃止。

\*2: 郵政審議会答申(昭和52年7月)「第四種郵便物の対象となすべきものは、厳選されなければならない。現行の第四種郵便物の中には既にその意義を失っているものもあるので、この際見直しが必要である。」を受けている。食糧標本は全国の食糧事務所相互間及び食糧事務所と食糧庁相互間においてのみ発受され、利用数年間約2千通程度。このように、利用通数が極めて少ないこと、国の機関の利用に係るものの料金を割安なものとし、その分を一般の利用者に負担していただくことは適当ではないことから昭和56年廃止。

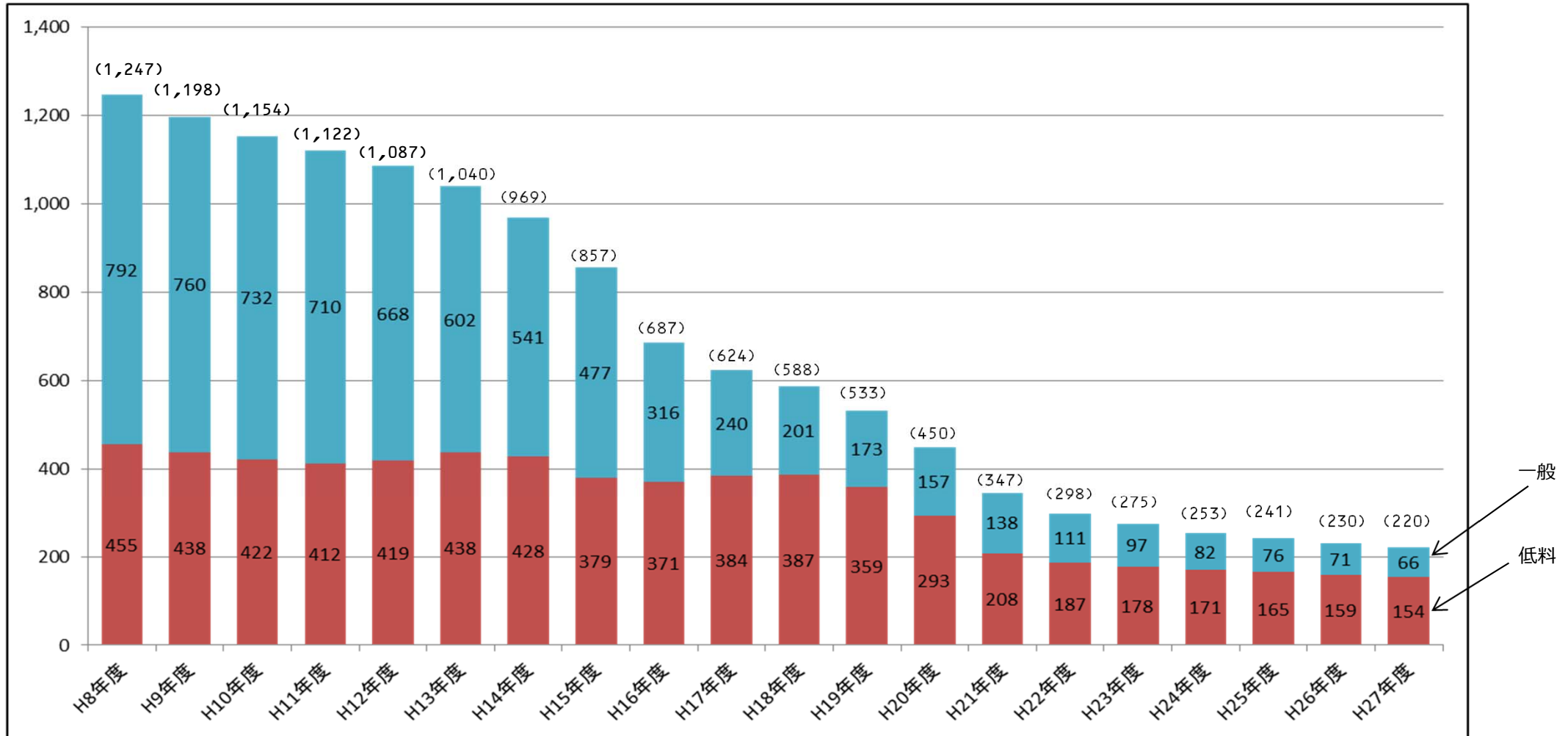
\*3: 第一種郵便物に統合。

# 引受物数の推移（第三種）

○ 第三種の引受物数は、一般、低料ともに連続して減少。

【第三種】

単位：百万通



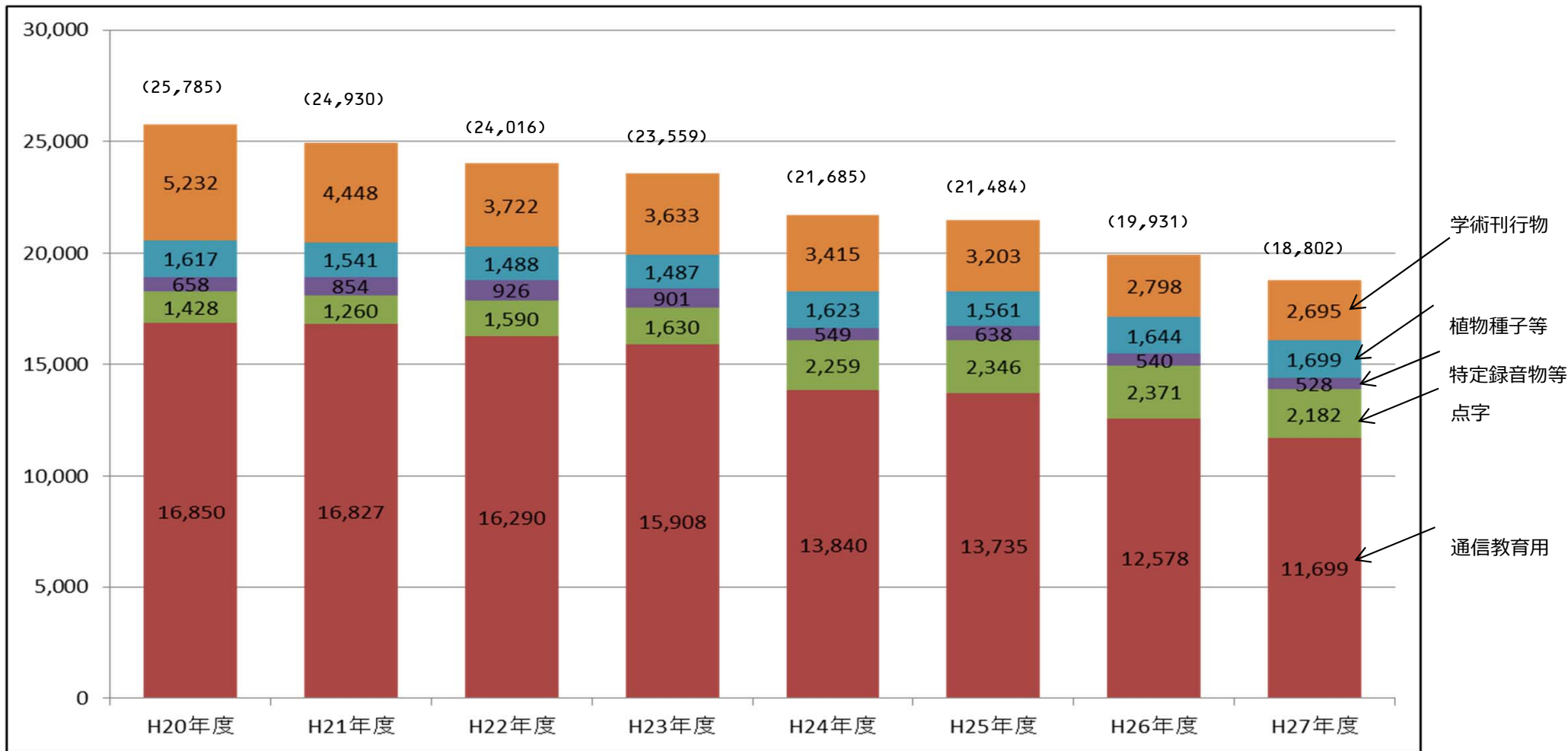
※( )内は第三種の総通数

# 引受物数の推移（第四種）

○ 第四種の引受物数の内訳を調査している平成20年度(2008年度)以降の物数をみると、点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい。その他は減少している。

【第四種】

単位：千通



※( )内は第四種の総通数

# 収支の推移（第三種・第四種）

- 第三種・第四種は、郵便法で第一種よりも低廉な料金を設定することが義務付けられており、構造的に赤字。
- 最近5年間を見ると、第三種は70億円弱、第四種は11億円強の赤字が継続。

単位：億円

区別		20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 <sup>※</sup> (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	営業収益	199	173	145	131	117	111	105	99
	営業費用	304	262	234	198	178	174	170	166
	営業利益	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	営業収益	10	9	9	8	8	8	7	7
	営業費用	28	31	23	20	19	20	20	18
	営業利益	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11

※ 平成24年度(2012年度)は、平成24年4月1日から同年9月30日までは郵便事業株式会社のデータ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までは日本郵便株式会社のデータの合算。

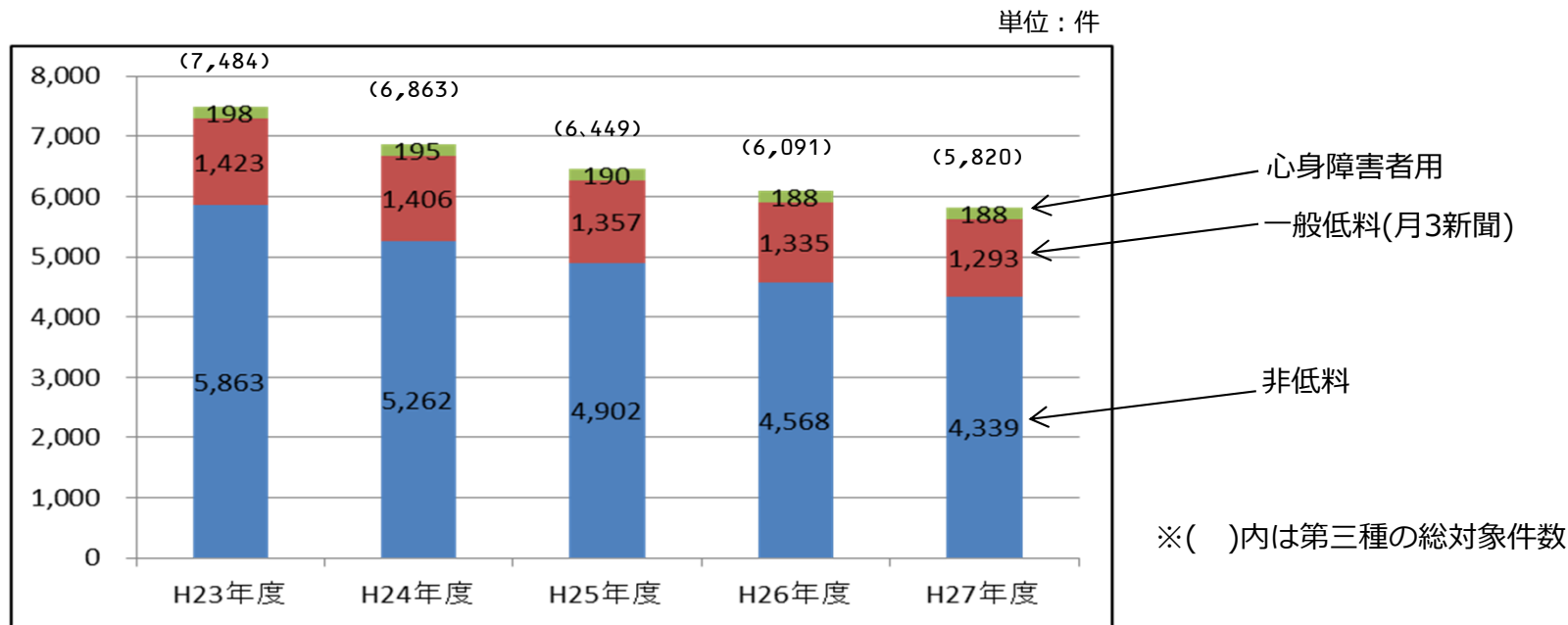
**【参考】郵便法第67条第3項・第4項**

- 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
  - ・ 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
  - ・ **同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。**
  - ・ 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

\* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋

## 承認・指定件数の推移（第三種）

- 第三種の対象刊行物数は、連続して減少。新規承認は、雑誌の創刊によるもの。
- 新規承認件数も減少。出版業界を取り巻く環境が厳しく、定期刊行物を継続して発行することが難しくなったこと、他社メール便の利用により、第三種を利用する必要性がなくなったこと等によるものと考えられる。



単位：件

種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	対象刊行物数	7,484	6,863	6,449	6,091	5,820
	増減率	▲10.4%	▲8.3%	▲6.0%	▲5.6%	▲4.4%
	(内訳) 非低料	5,863	5,262	4,902	4,568	4,339
	一般低料(月3新聞)	1,423	1,406	1,357	1,335	1,293
	心身障害者用	198	195	190	188	188
	(再掲) 新規承認	14	9	5	6	3
	(内訳) 非低料	11	7	2	3	2
	一般低料(月3新聞)	3	2	3	3	0
心身障害者用	0	0	0	0	1	

\* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋

- 通信教育用の利用者数は、若干の増加傾向。
- 植物種子等の利用の約半数が特定の2社で占められている。
- 第四種の指定件数は、学術刊行物が微減、特定録音物等は横ばい。
- 学術刊行物の新規の指定件数は、平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)は0件。平成25年度(2013年度)以降も1桁台。

種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
通信教育用	利用者数(※)	388件	403件	415件	452件	456件
	増減率	0.5%	3.9%	3.0%	8.9%	0.9%
植物種子等	利用者数(※)	157社	167社	186社	216社	189社
	増減率	12.9%	6.4%	11.4%	16.1%	▲12.5%
学術刊行物	指定件数	2,214件	2,133件	1,976件	1,945件	1,909件
	増減率	▲2.8%	▲3.7%	▲7.4%	▲1.6%	▲1.9%
	(再掲)新規件数	0	0	2	1	4
特定録音物等 (発受施設の指定)	指定件数	2,708件	2,737件	2,753件	2,573件	2,601件
	増減率	1.5%	1.1%	0.6%	▲6.5%	1.1%
	(再掲)新規件数	38	25	18	16	30

※ 後納の利用者（全体の約6割）。

### 3 郵便法に定める認可・届出について

## 1. 現状

➤ 郵便法に定める主な認可・届出等の手続は次のとおりとなっている。

	概要	制定・変更等に 必要な行政手続	認可・届出等とする趣旨	審議会 諮問
郵便料金	郵便に関する料金を定めるもの	届出 (第一種、第二種、特殊取扱等) 認可 (第三種、第四種)	「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」等の適合基準を確認するため	あり
郵便約款	郵便の役務に関する具体的な提供条件※を定めるもの ※料金及び軽微な事項(地域及び期間を限定した試験的役務等)を除く 【記載事項(例)】 料金の支払方法(郵便切手による料金前払等)、郵便物の大きさ及び重量の制限、郵便物の差出場所(郵便差出箱等)	認可	利用者の利便・利益に直接関わる等のため	あり
郵便業務管理規程	郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めるもの 【記載事項(例)】 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法、郵便物の配達の方法、郵便物の送達の方法、郵便切手等に関する事項	認可	国民生活・経済に与える影響が大きいため	あり
郵便の業務の一部委託	別に法律で定めるもの※以外の郵便の業務を委託するもの ※別に法律で定める業務 ・運送業務(取集、運送及び配達) [郵便物運送委託法] ・郵便切手類の販売及び印紙の売りさばき業務 [郵便切手類販売所等に関する法律] ・郵便窓口業務(郵便局における郵便窓口業務及び印紙の売りさばき業務) [簡易郵便局法]	認可  【※別に法律で定める業務は基準認可】	郵便の業務が適正確実に行われる必要があるため	なし
郵便認証司	民営化後においても、内容証明及び特別送達を取り扱う者の信用力を担保するための仕組みで、郵便認証司は、日本郵便株が推薦し、総務大臣が任命することとなっているもの	郵便認証司の任命 兼業の承認  【上記の他、総務大臣が郵便認証司の懲戒・罷免等を行うために必要な報告義務がある】	○郵便認証司の任命 認証事務に関して必要な知識等を有することなどの要件を満たしているか確認するため ○兼業の承認 兼業する業種が認証司の信用・品位を害するものでないことを考慮する必要があるため	なし



## 2. 課題

日本郵便(株)から示された課題(ヒアリングでの補足説明含む)

### (1) 郵便料金の認可・届出

試行的役務についても料金届出が必要(料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし)。

### (2) 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要。

### (3) 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

### (4) 郵便認証司

郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

### 日本郵便の補足説明

- ・試行サービスについて、約款は認可不要であるのに、料金は届出となっていることについて並びをとっていいのではないかと考えている。約款、業務管理規程についての負担感はそれほど大きいものではない。業務の一部委託についても貨物法制と同じようなものとなればよいと考えている。郵便認証司については何かしらできることがあれば、ということ。
- ・郵便認証司については、国の時代から引き続き行っている事務に対して、民営化の際に導入された制度であり、変更手続にかなりのコストが掛かっていると思うので、簡便にできればありがたい。

## 3. 構成員の主な意見等

### <共通>

- 原則として不要な規制や認可はなくして、事業者がよりイノベティブな方向に向かえばいいと思う。
- 「国民生活・経済に及ぼす影響力の大きい重要な処分等」について、影響が大きいのか今一度見直し、影響が軽微なものについては、日本郵便の負担の軽減につなげることを検討してはどうか。
- 日本郵便(株)において、さらに規制緩和の要望や料金見直しの動き等があれば教えていただきたい。(再掲)

### <郵便料金の認可・届出>

- 試験的役務はサービス向上やイノベーションにつながっていくことを考えると、できるだけ事務負担の軽減を考えなくてはならないと思っている。試験的役務のうち、軽微なものの基準を明確にして、その料金を事後届出にすることを考えるべき。
- 速達等を除く任意の特殊取扱について、国民生活や郵便事業収支全体への影響度合いに応じて公的関与に差異を設けているのであれば、新規、変更共に事後届出でもいいのではないか。
- 約款で軽微な事項として規定している「地域及び期間」については、「及び」ではなく「あるいは」として、例えば、期間だけを限定すればよいのではないか。

## 3. 構成員の主な意見等（続き）

## ＜郵便業務管理規程の認可＞

- 郵便業務管理規程において記載事項としている、切手の料金や葉書の料額印面は実質的には「国民生活・経済に及ぼす影響」とは関わりがない。利用者の利便や消費税増税等に応じて事業者が記載事項を変更するだけのために審議会への諮問が必要というのは日本郵便への負担ではないか。
- 例えば、定形郵便物で複数枚の切手を購入することは利便性を欠くと思うので、そうならない程度の記述が業務管理規程になされるよう、認可基準についても見直しの要否を検討していただきたい。
- 業務の効率化と利用者の利便が確保できれば、金額の表は必ずしもいらぬのではないか。

## ＜郵便の業務の一部委託の認可＞

- 今後、委託先の変更等が増えるのか、また、離島における郵便内務事務の委託に係る変更が増える可能性があるが、当該業務は、定型的で、委託基準を定めることができる性質のものなのか合わせて日本郵便に確認していただきたい。
- 郵便物運送委託法、郵便切手類販売所等に関する法律及び簡易郵便局法に定められている業務以外で、定型的で、多数の者に委託する業務がどの程度あるのか日本郵便に確認していただきたい。
- 委託基準による委託について、「定型的であり、多数の者に委託することが想定されている業務であること」は法令の基準ではないと理解している。過疎地域において、サービスを維持する観点から、業務委託が必要となる場合が増えることも想定されるところ、委託基準とする範囲を狭く考えるのではなく、見直していくことも必要ではないか。

## ＜郵便認証司＞

- 司法制度を維持するためにも、重要な制度であり、郵便認証司の制度を廃止することは難しいと思うが、例えば、罷免に関する毎月の報告については、ここまでの頻度で行う必要があるのだろうか。
- 民営化から約10年経ち、事業者として政府から公役務を委託され、公文書の内容証明・送達を安定的に行っている。窓口業務を行う者は全て認証司に任命されていることを考えると形骸化しているのではないか。日本郵便の事業者としての使用人の労務管理等を通じて公文書の内容証明・送達業務の公正性・適切性が担保されるならば、制度を廃止してもいいのではないか。
- 兼業禁止について、特に過疎地域においては兼業が必要な者がいることから、今後、ユニバーサルサービスを維持するために、このようなしばりをつけるのはいかがなものかと思う。
- 制度の必要性については慎重な検討が必要。兼業禁止はユニバーサルサービスの維持の観点から過剰だと思う。一定の部分を日本郵便に委ねても差し支えない仕組みを探っていくべきではないか。
- 日本郵便自らが安定した送達を担保できるとしたら任命は不要ということも考えられる。しかし他方で、郵便認証司制度という形でそれを担保することが制度的に最も低廉なコストである可能性もある。過度な規制は不要で見直すべきではあるが、制度的なコストを勘案しながら、慎重に検討すべきだと思う。

#### 4. 課題に対するWGとしての整理

郵便法に基づく認可・届出等に係る日本郵便(株)の事務的負担の軽減を図るため、以下の項目について、必要な見直しの検討を行っていくべきではないか。

なお、以下の項目以外の項目についても、必要に応じて、日本郵便(株)がイノベティブな方向に向かうよう、継続的に検討を行っていくべきではないか。

##### (1) 試行サービスに係る料金規制及び郵便約款に係る規定の見直し

国民生活や郵便事業収支への影響が小さいと考えられる試行サービスの範囲とその料金規制、及び郵便約款において認可を不要としている軽微事項の内容について見直しを検討すべきではないか。

また、日本郵便(株)の負担軽減の観点から、試行サービスの料金規制の考え方について、今後、さらなる検討を行っていくべきではないか。

##### (2) 郵便業務管理規程の認可申請手続に係る見直し

日本郵便(株)における業務の効率化、利用者の利便が確保されることを前提として、郵便切手等の料額印面に係る郵便業務管理規程の記載事項や認可基準について見直しを検討すべきではないか。

##### (3) 郵便業務の一部委託に係る手続の見直し

定型的で多数の者への委託が想定される業務の今後の見込み等を日本郵便(株)に確認した上で、該当する業務がある場合は、当該業務を委託基準に従って委託することの可否について、今後、さらなる検討を行っていくべきではないか。

##### (4) 郵便認証司制度に係る手続等の見直し

現在の法制度を前提として、郵便認証司の罷免等のために必要な報告、郵便認証司の兼業承認に係る手続など、日本郵便(株)の負担軽減に資するものについて必要に応じて見直しを検討すべきではないか。

また、郵便認証司制度の在り方や、その制度運用に必要不可欠な手続については、制度創設趣旨や経緯等を踏まえつつ、今後、さらなる検討を行っていくべきではないか。

## 1 郵便約款

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。)を定めたもので、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項により、日本郵便株が、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

※ 記載事項(例):料金の支払方法(郵便切手による料金前払等)、郵便物の大きさ及び重量の制限、郵便物の差出場所(郵便差出箱等)など

## 2 総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

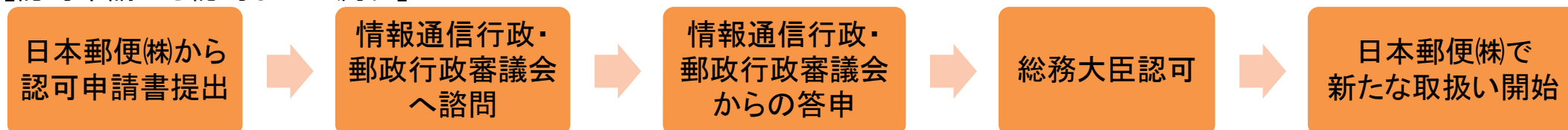
※ 料金については、法第67条第1項及び同条第5項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供する役務といった軽微な事項については、郵便の役務の提供条件の変更を内容とするものでないため、法第68条第1項により、認可を要さない。

## 3 審議会への諮問

国民生活・経済に及ぼす影響力の大きい重要な処分等については、その処分等が客観的かつ中立公正に行われるよう、法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うに当たり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならないこととなっている。

### 【認可申請から認可までの流れ】



## 1. 郵便料金に関する公的関与

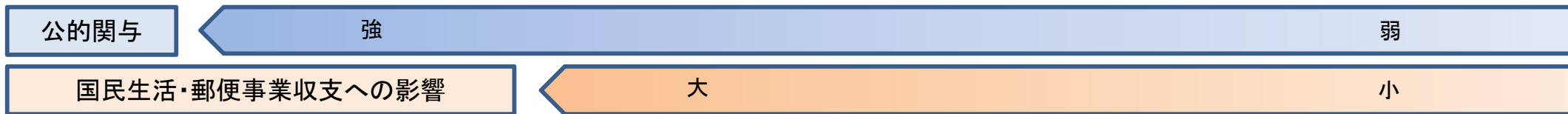
- 郵便に関する料金は、法令により、国の政策目的を達成するために優遇料金の設定を要請している第三種郵便物及び第四種郵便物について認可制としているが、その他の料金については、届出制としている。
- また、届出制についても、当該料金による、国民生活や郵便事業収支の全体への影響度合いに応じて、事前届出制(30日前又は10日前)や事後届出制としているなど、公的関与に差違を設けている。

## 2. 郵便約款に関する公的関与

- 郵便約款は、郵便の役務に関する具体的な提供条件を定めるものであり、利用者の利便・利益に直接関わること等から、軽微な事項に係るものを除き、認可制としている。

### 1. 郵便料金と試験的役務

	認可制	事前届出制(30日前)	事前届出制(10日前)	事後届出制
郵便物等	第三種郵便物 第四種郵便物	第一種郵便物 第二種郵便物 義務的特殊取扱	任意特殊取扱等 ※速達、特定記録郵便及び 交付記録郵便以外の料金は 新規の場合に限る	任意特殊取扱(速達、特定記録郵便及び交付記録郵便以外)等の料金の変更
試験的役務	上記と同じ	上記と同じ	上記と同じ	上記と同じ



### 2. 郵便約款と試験的役務

	認可制	非規制
郵便物等	第一種～第四種郵便物、義務的特殊取扱、 任意特殊取扱等(軽微な事項除く)に関する提供条件	軽微な事項 ※書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や地域及び期間を限定した試験的役務に関する提供条件
試験的役務	右記以外	地域及び期間を限定した試験的役務

(参考)電気通信事業の例：試験的役務は料金規制、約款ともに、事前届出等は不要

## 1 郵便業務管理規程

郵便業務管理規程とは、郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めたもので、法第70条第1項により、日本郵便(株)が、郵便業務管理規程を定めることになっている。

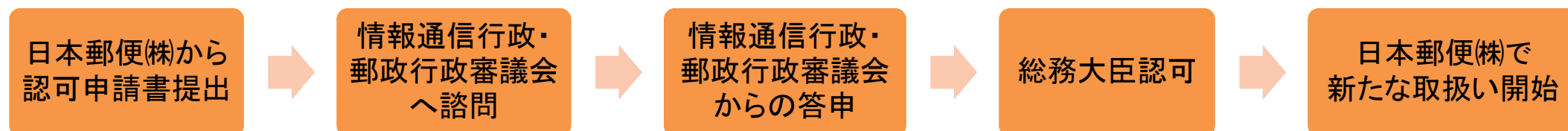
## 2 総務大臣の認可

郵便業務管理規程に記載する事項は、最も基本的な通信手段である郵便のユニバーサルサービスを確保するために必要な事項であり、国民生活・経済に与える影響が大きいことから法第70条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

## 3 審議会への諮問

国民生活・経済に及ぼす影響力の大きい重要な処分等については、その処分等が客観的かつ中立公正に行われるよう、法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うに当たり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっている。

### 【認可申請から認可までの流れ】



## 法令上定められている記載事項

### ○郵便の業務の管理に関する事項

[主な認可基準]

- ・郵便物の秘密を保護するため適切なものであること

### ○郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

[主な認可基準]

- ・(郵便差出箱の)構造が容易に壊れにくく、かつ、郵便物の取出口に施錠することができるものであること
- ・郵便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること

### ○郵便物の配達の方法

[主な認可基準]

- ・原則、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと
- ・原則、郵便物をそのあて所に配達すること

### ○郵便物の送達の方法

[主な認可基準]

- ・原則、3日以内に送達すること

### ○法第6条の重要な郵便物に関する事項

[主な認可基準]

- ・法第6条(利用の制限及び業務の停止)の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること

### ○郵便切手等に関する事項

[主な認可基準]

- ・郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること
- ・郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること

## 現状の郵便業務管理規程における記載事項

第1条 目的

第2条 郵便物の秘密の保護

第3条 利用の制限及び業務の停止

第4条 郵便切手類の発行

第5条 郵便切手類の様式

第6条 郵便切手類の主題及び意匠

第7条 郵便差出箱の仕様

第8条 通信日付印の様式及び押印

第9条 郵便差出箱の設置

第10条 引受け

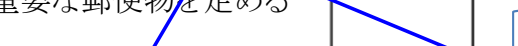
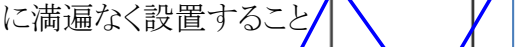
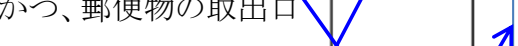
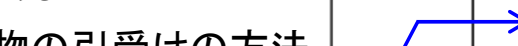
第11条 取集等

第12条 配達日及び配達回数

第13条 配達方法

第14条 送達の日数の計算方法

第15条 送達に要する日数



郵便切手等の料額印面を変更する場合、次の手続が必要。

(1) 日本郵便(株)から郵便業務管理規程の記載事項の変更の認可申請

- 利用者の便益等の観点から、郵便切手等に関する事項については郵便業務管理規程の記載事項とされている。
- 認可基準は、「郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること」とされており、総務大臣は、この基準に適合していると認められるときでなければ認可できないこととされている。

(2) 審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)への諮問

【参考】他に審議会に諮問するもの

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金制定・料金変更の認可、郵便約款の制定・変更の認可、週6日以上配達を行うための配達方法及び原則3日以内の送達に係る郵便法施行規則の制定・改廃、郵便料金の変更命令、郵便約款及び郵便業務管理規程の変更命令など

○郵便業務管理規程(平成27年10月1日改正)の規定(抜粋)

第2章 郵便切手の発行等

(郵便切手類の発行)

第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票(以下この章において「郵便切手類」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。

単位:円

種類	金額
郵便切手	1、2、3、5、10、20、30、50、52、70、82、90、92、100、110、120、130、140、205、280、310、500、1、000
郵便葉書の料額印面	52
国際郵便葉書の料額印面	70
郵便書簡の料額印面	62
航空書簡の料額印面	90
特定封筒の料額印面	180、360、510



## 総務大臣の認可

郵便の業務は、ユニバーサルサービスの維持のため、あるいは通信の秘密等の維持のため、適正確実に行われることが担保される必要があり、別に法律※で定めるもの以外の郵便の業務の委託について、認可制としている。

※郵便物運送委託法、郵便切手類販売所等に関する法律、簡易郵便局法

### 1 認可を受けて定める基準に従って委託するもの

次の①～③の業務については、定型的な業務であり、多数の者に委託することが想定されていることから、個別の認可でなく、総務大臣の認可を受けて定める基準(委託基準)に従って委託できることとしている。

- ①運送業務（取集、運送及び配達）・・・郵便物運送委託法
- ②郵便切手類の販売及び印紙の売りさばき業務・・・郵便切手類販売所等に関する法律
- ③郵便窓口業務（郵便局における郵便窓口業務及び印紙の売りさばき業務）・・・簡易郵便局法（平成24年9月30日までは「郵便窓口業務の委託等に関する法律」）

### 2 個別に認可を受けて委託するもの

上記1①～③以外の業務を委託する場合、その受委託契約関係の適正性を担保するとともに、受託者が行う郵便の業務の信頼性を確保するために、(i)当該委託を必要とする特別な事情があること、(ii)受託者が当該業務を行うのに適している者であることの要件を満たすと認められる場合、認可を受けて委託できることとしている。

(注)

- ・ 申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合は、一括して行うことが可能。
- ・ 郵便の業務ではない施設管理業務(例:清掃作業等)や郵便物そのものを扱わない業務は本件認可の対象として含まれない。
- ・ 郵便の業務であっても、何らの判断を要しない機械的な業務はこれに含まれず、認可を受けることなく外部に委託することができる。

○ 郵政民営化以後、日本郵便株が、法第72条の適合基準をもとに、総務大臣の認可を受けて郵便業務を委託している事例は、次のとおり。

委託事例	特別な事情・受託者	認可基準
1 離島における郵便内務事務・引受業務の委託 (平成19年10月1日認可) (平成20年2月27日認可)	○ 郵政民営化後、離島に置く郵便事業株の事業所に社員を配置し、又は郵便局株に委託するよりは、現に当該地域において郵便物の配達等を委託している者に委託する方が合理的、経済的であるため ○ 受託者 離島で、現に郵便物配達等の業務を行っている者	・法第72条 ・郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条(当時)
2 郵便局株の営業所以外の場所における郵便物引受業務の委託 (平成19年10月1日認可)	○ 郵政民営化後の郵便局株の営業所(民営化前の日本郵政公社の無集配郵便局)周辺における郵便物引受けに係る需要に対応したサービス水準を維持する必要があるため ○ 受託者 郵便局株 →郵便局株・郵便事業株合併で現状空振り	・法第72条
3 電話によるレタックスの引受け業務の委託 (平成21年9月30日認可)	○ 大規模な電話受付に係る業務のノウハウを有する者に通信文等の記録・サーバーへの送信等の業務を委託する方が、自社で行うよりも合理的、経済的であるため ○ 受託者 PSコミュニケーションズ株	・法第72条 ・郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条(当時)
4 コンピュータ郵便の作成業務の委託 (平成24年1月13日認可)	○ 通信文のデザインレイアウトや高速印刷機等の高度な電子情報処理、専門的技術を必要とする業務を委託する方が、自社で行うよりも合理的、経済的であるため ○ 受託者 JPビズメール株	・法第72条
5 離島における郵便内務事務・引受業務の委託 (平成26年3月27日認可)	○ 平成19年10月1日に認可を受けた受託者が交代するため ○ 受託者 多良間島在住の個人	・法第72条
6 ゆうパック子会社による郵便引受業務の委託 (平成26年8月21日認可)	○ ゆうパックの集配業務の受託者は集荷先で郵便物の引受ができず、日本郵便株社員が再集荷することになり、郵便引受業務を委託する方が作業面の非効率解消と利用者利便の向上を図ることができるため ○ 受託者 日本郵便デリバリー株	・法第72条
7 離島における郵便内務業務等の委託 (平成27年8月7日認可)	○ 父島内の郵便物の取集・運送・配達等の業務を受託している者に郵便物の局外引受等の内務作業を委託 ○ 受託者 (有)フローラ	・法第72条

## 郵便認証司制度の創設

- 内容証明(明治43年創設)及び特別送達(明治24年創設)については、これらのサービスに対する社会的な利用ニーズを踏まえ、民営化後も日本郵便㈱が実施するサービスとして義務づけたもの(法第44条)。
- 他方、これらのサービスは、提供主体が国であったこと及びこれらを取り扱う者が公務員であったことによる信用力があるものと考えられたことから、民営化後においても引き続き、その信用力を担保するため、総務大臣が直接に監督する仕組みとして、郵便認証司制度を設け(法第58条)、更に、同様の趣旨で、刑法その他の罰則\*の適用について、みなし公務員規定を設けている(法第74条)。

\*公務執行妨害及び職務強要、公文書偽造等、虚偽公文書作成等、偽造公文書行使等、公印偽造及び不正使用、公務員職権乱用、収賄等、公用文書等遺棄

## 郵便認証司の職務

郵便認証司は、「内容証明の取扱いに係る認証」及び「特別送達の取扱いに係る認証」を行うことを職務とする。

## 内容証明

郵便物の内容である文書について、何年何月何日にいかなる内容のものが誰から誰にあてて差し出したということを差出人が作成した謄本によって証明するもの。

なお、当該文書は、民法施行法の規定により確定日付ある証書とされている。

## 内容証明の取扱い（④が郵便認証司による認証部分）

- ① 差出人が、内容文書、謄本2通及び封筒を差し出し。
- ② 引受担当者が内容文書と謄本等の内容が符合すること等を確認
- ③ 引受担当者が郵便認証司に確認依頼。
- ④ **郵便認証司は、郵便物の内容文書を証明するために必要な手続が適正に行われていることを確認し、当該郵便物が差し出された年月日を記載(確定日付の付与)し、引受担当者に返す。**
- ⑤ 内容文書及び謄本に内容証明として差し出された旨及び会社名を記載。
- ⑥ 内容文書を引受担当者の立会のもと、差出人が封筒に収め、送達
- ⑦ 謄本は1通を差出人に交付、1通は日本郵便㈱において保管。

## 特別送達

裁判所から訴訟関係者にあてて差し出す訴訟関係書類等、法律\*の規定に基づき、民事訴訟法に定められている、一般の郵便物と異なった特別の方法によって送達すべきものとされた郵便物を送達し、その送達の実を差出人に証明するもの。

\*民事訴訟法に規定する送達方法によるその他の法令  
公証人法、独占禁止法、刑事訴訟法、特許法、実用新案法、意匠法 等

## 特別送達の取扱い（⑤が郵便認証司による認証部分）

- ① 一般の書留郵便物と同様に引受、配達する郵便局まで送達。
- ② 民事訴訟法に定める方法により送達。
- ③ 配達担当者が送達報告書を記載。
- ④ 配達担当者が郵便認証司に確認依頼。
- ⑤ **郵便認証司は、民事訴訟法に掲げる方法により適正に送達され、その送達に関する事実が送達報告書に適正に記載されていることを確認し、その旨を記載して、署名又は記名押印し、配達担当者に返す。**
- ⑥ 送達報告書を差出人に書留で送達。

郵便認証司数 87,136名(平成28年4月1日現在) ※平成27年度末までの延べ任命数116,695名

制度運用に必要な手続【日本郵便(株)の手続】	主 旨	運用状況
<p><b>任命(法第59条)【総務大臣への推薦】</b></p> <p>任命は、日本郵便(株)の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行う。(法第59条第2項)</p> <p>推薦は、以下の事項に適合する旨を記載した推薦名簿を提出して行う。(郵便法施行規則第18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認証事務に関して必要な知識及び能力を有するものであること</li> <li>✓ 会社の使用人であること</li> <li>✓ 法第60条(欠格事由)に該当しないこと</li> <li>✓ 法第63条(兼業禁止)の規定に抵触しない者であること</li> </ul>	<p>郵便認証司は、日本郵便(株)の使用人であって、郵便の業務に係る、認証事務に関して必要な知識等を有することなどの要件が求められる。</p> <p>そのため、要件を満たしているかどうか確認するためには、同社からの資料提出が必要であることから、同社からの推薦が必要となっている。</p>	<p>毎年、日本郵便(株)の4月期及び10月期の人事異動時期にあわせて対応。</p> <p>任命は、総務大臣が直接監督する仕組みとして規定されているが、そのために必要な推薦の時期・頻度は日本郵便(株)の任意によるもの。</p> <p>総務省では、日本郵便(株)の推薦に基づき、必要な要件を確認した上で、任命書を作成し、日本郵便(株)経由で交付。</p> <p>&lt;平成27年度実績&gt;                  推薦件数:3件(任命者数3,566名)                  (4月期・10月期の人事異動対応のほか、高齢再雇用者に対する再度の任命のため推薦があったもの。)</p>
<p><b>兼業禁止(法第63条)【総務大臣への申請】</b></p> <p>郵便認証司は、国家機関等の職に就き、営利企業の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受ければ、兼業可能。</p>	<p>郵便認証司が他の公務を兼ね、又は営利事業に関与することは、その職務の公正・中立性が疑われ、制度への信用を疑われることにもなりかねないため、義務を課したもの。</p> <p>そのため、兼業の承認を行うに当たっては、その都度、兼業する業種が郵便認証司の信用又は品位を害するものではないことを考慮する必要がある。</p>	<p>総務大臣が直接監督する仕組みであることから、該当者が発生する都度、日本郵便(株)を経由して、総務省へ承認を申請。</p> <p>総務省において、申請書において兼業する業種等を確認した上で、承認し、日本郵便(株)経由で通知。</p> <p>&lt;平成27年度実績&gt;                  承認件数:70件                  (例:消防団団員、不動産賃貸、太陽光電気の販売 など)</p>

制度運用に必要な手続【日本郵便㈱の手続】	主 旨	運用状況
<p><b>懲戒(法第66条)【総務大臣への報告】</b> 郵便認証司が、郵便法に反した場合や職務上の義務に違反した場合等には、総務大臣は懲戒処分をすることができる。</p> <p>日本郵便㈱は、郵便認証司が懲戒事由に該当する事実があると認めるときには総務大臣に報告しなければならない。(郵便法施行規則第20条第3号)</p>	<p>郵便認証司の職務は、内容証明及び特別送達の持つ信用力を、民営化以降も引き続き維持するためのものであり、国家公務員の懲戒に準じ懲戒制度を設けたもの。</p> <p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であり、国との勤務関係はないことから、懲戒事由に該当する事実を把握するためには、同社からの報告が必要となっている。</p>	<p>総務大臣が直接監督する者として、処分するため、日本郵便㈱において、該当する事案が生じた場合には、その都度、報告。</p> <p>総務省において、報告内容を確認の上で、懲戒処分基準に基づき、処分を実施(日本郵便㈱経由で、処分書を交付)。</p> <p>&lt;平成27年度実績&gt; 報告件数:23件(処分者数29名)</p>
<p><b>失職(法第61条)【総務大臣への報告】</b> 郵便認証司が、法第60条(欠格事由)に該当するに至った場合には、失職する。</p> <p>日本郵便㈱は、郵便認証司が欠格事由に該当することにより失職したときには総務大臣に報告しなければならない。(郵便法施行規則第20条第2号)</p>	<p>任命時の欠格事由について、任命後においても該当することになった場合には、自動的に職を失うもの。</p> <p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であり、国との勤務関係はないことから、失職した事実を把握するためには、同社からの報告が必要となっている。</p>	<p>総務大臣が任命権者として、該当者を把握するため、日本郵便㈱において、該当する事案が生じた場合には、以下の罷免のための報告と併せて報告。</p> <p>&lt;平成27年度実績&gt; 報告件数:0件</p>
<p><b>罷免(法第62条)【総務大臣への報告】</b> 郵便認証司が日本郵便㈱の使用人でなくなった場合には、総務大臣は罷免することができる。</p> <p>日本郵便㈱は、郵便認証司が日本郵便㈱の使用人でなくなったときには総務大臣に報告しなければならない。(郵便法施行規則第20条第1号)</p>	<p>日本郵便㈱の使用人でなくなった場合においては総務大臣は罷免することができる。(失職とは異なり、自動的に職を失うものではない。)</p> <p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であることから、同社からの報告が必要となっている。</p>	<p>総務大臣が任命権者として、該当者を罷免するため、日本郵便㈱において、毎月末に、先々月2日～先月1日の間の退職者についてとりまとめ、報告。</p> <p>総務省において、報告内容を確認した上で、罷免を実施(日本郵便㈱に罷免した旨を通知)。</p> <p>&lt;平成27年度実績&gt; 報告件数:12件(退職者数3,358名)</p>

## 4 郵便局ネットワークの維持について

## 1. 現状

## (1) 郵便局の設置

- 会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
- いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないほか、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置され、また、交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていなければならない。
- また、過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることとされている。

## (2) 郵便局数の推移

- 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移。

	民営化時(H19.10)	H28.6末
郵便局数	24,540局	24,453局【▲87局】
直営局	20,241局	20,165局【▲76局】
簡易局	4,299局	4,288局【▲11局】

## (3) 過疎地における郵便局

- 過疎地における郵便局ネットワーク水準も維持。
- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数20人/日以下。そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易局。

	民営化時(H19.10)	H27年度末
過疎地における 営業中の郵便局数	7,355局	7,665局【+310局】
直営局	5,460局	5,642局【+182局】
簡易局	1,895局	2,023局【+128局】

(注) 過疎地における郵便局数が300局余り増加しているのは、過疎地に指定された地域が追加されたことによる。

## 2. 課題

### 日本郵便(株)から示された課題(ヒアリングでの補足説明含む)

#### ▶ 過疎地における郵便局ネットワークの維持

日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題

#### 日本郵便(株)における取組

郵便局ネットワークの維持に向けて、日本郵便(株)において次の取組を実施。

##### (1) 郵便局店舗の最適配置のための取組

人口が増加している地域等への新規出店、利用の少ない既存郵便局の他地域への再配置、都市部の郵便局の統廃合、需要規模に応じた運営形態の見直し、自治体施設の空きスペースへの移転

##### (2) 簡易郵便局に対する取組

簡易郵便局の受託者確保、一時閉鎖中の簡易郵便局の解消

## 3. 構成員の主な意見等

- 全体として支えていくというのは、都市部から過疎地への内部補助があるということだが、国民のコンセンサスは得られるのではないかと思う。また、ユニバーサルサービスは義務であるが、ブランドでもあるので頑張ってもらいたい。
- 高齢者の見守り、買い物支援等は地方の要望度合いが高い。
- 例えば直営局を簡易局にすること、郵便局の窓口時間を限定すること、簡易局の受託者をもう少し人材を広く求めるようなことができないか。また、見守りサービスや自治体との連携サービス、民間金融機関の業務の受託など少し幅広に検討していただきたい。
- 過疎地の郵便局の約半数は窓口来客数が20人／日以下とのことだが、郵便局に足を運ぶことが郵便局の存続になると聞いている。この情報を知っている人が少ないように感じる。そうしたことを地域の住民に伝え、郵便局の利用につなげていくべきではないか。
- 郵便局で多様なサービスを行うことで、郵便事業に係る固定費用を軽減でき、地域にも貢献できると思うので積極的に頑張ってもらいたい。
- 郵便局ネットワークの維持には相当なコストがかかり、これについてはユニバコストとして整理して頂くことだと思う。

## 4. 今後の進め方

地域における郵便局ネットワークの維持については、年明け以降、本ワーキンググループにおいてさらに議論を深めていくこととする。



□ 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移。  
 直営局：20,241局(民営化時) → 20,165局(H28.6末)[▲76局]  
 簡易局：4,299局(民営化時) → 4,288局(H28.6末)[▲11局]

○ H28.6末現在 計24,453局  
 直営局：20,165局(うち一時閉鎖71局(うち震災の影響42局)) 簡易局：4,288局(うち一時閉鎖276局(うち震災の影響14局))

【郵便局数の推移】 (単位：局。下段括弧書きは、対前年度増減数)

	H18.3末	H19.3末	H19.10.1 (民営化時)	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H28.6末
計	24,631 (▲47)	24,574 (▲57)	24,540	24,540 (▲34)	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,453 (▲12)
直営郵便局	20,221 (▲10)	20,218 (▲3)	20,241	20,243 (25)	20,246 (3)	20,236 (▲10)	20,233 (▲3)	20,217 (▲16)	20,240	20,227 (10)	20,209 (▲18)	20,187 (▲22)	20,165 (▲22)	20,165 (▲19)
簡易郵便局	4,410 (▲37)	4,356 (▲54)	4,299	4,297 (▲59)	4,293 (▲4)	4,295 (2)	4,296 (1)	4,297 (1)	4,297	4,298 (1)	4,302 (4)	4,283 (▲19)	4,287 (4)	4,288 (7)
うち一時閉鎖局	222 (60)	307 (85)	417	438 (131)	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	276 (47)

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。  
 2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

# 過疎地における営業中の郵便局数の推移

- 過疎地における郵便局ネットワーク水準も維持している。  
 過疎地における郵便局数が300局余り増加しているのは、過疎地に指定された地域が追加されたことによる。(※1, 2)

	郵便局株式会社							日本郵便株式会社				
	2007年 10月1日	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年 9月30日	2012年 10月1日	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
過疎地における 営業中の郵便 局数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,690	7,698	7,692	7,665
直営 郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664	5,664	5,655	5,642
簡易 郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,026	2,034	2,037	2,023

※1 旧郵便局株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。

※2 日本郵便株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。

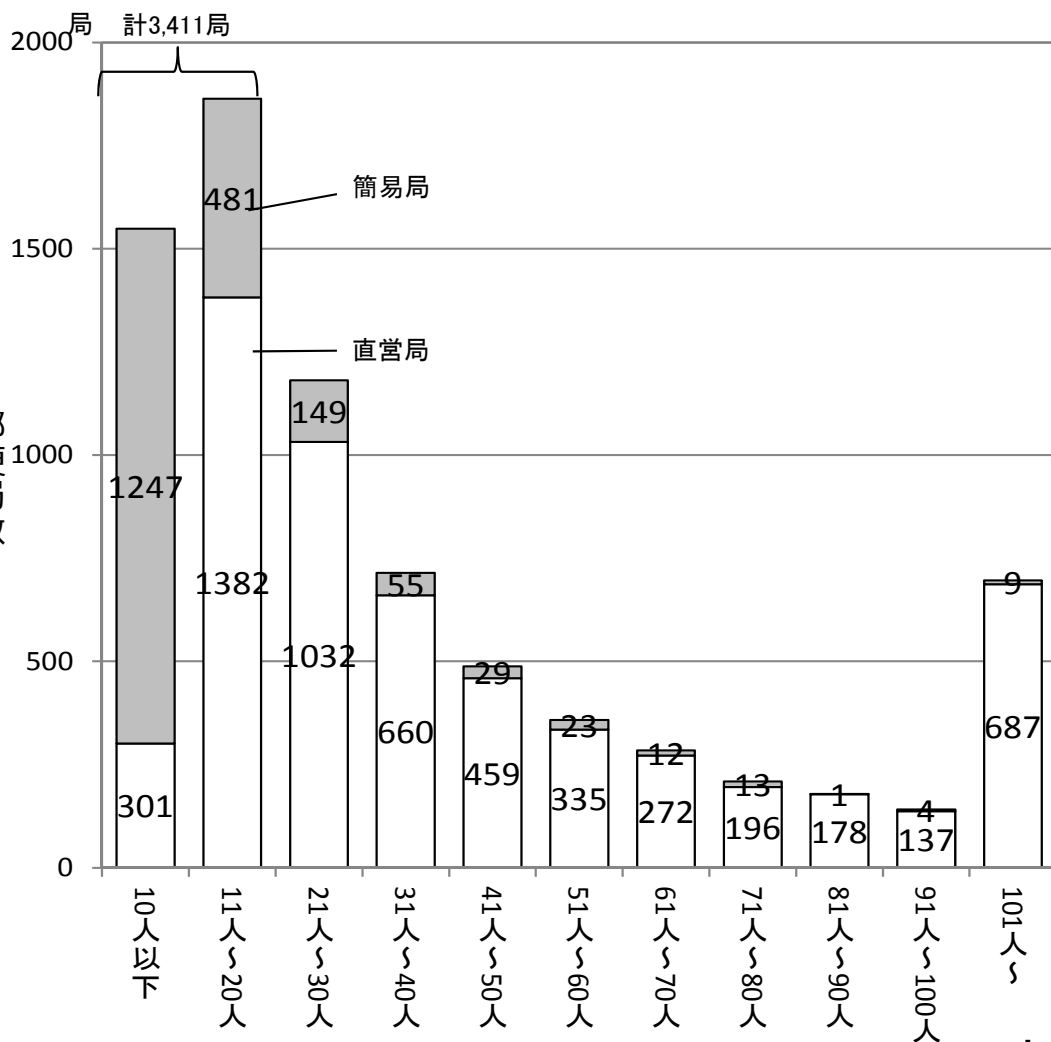
# 過疎地における郵便局の利用状況

- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数(※)20人/日以下。
- そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易郵便局。

平均窓口来客数は、過疎地の郵便局が41人/日であり、過疎地以外の郵便局が131人/日。

※ 郵便局の業務量から、当該局窓口(ATM利用を除く)における来客数を推計したもの

### 過疎地における郵便局

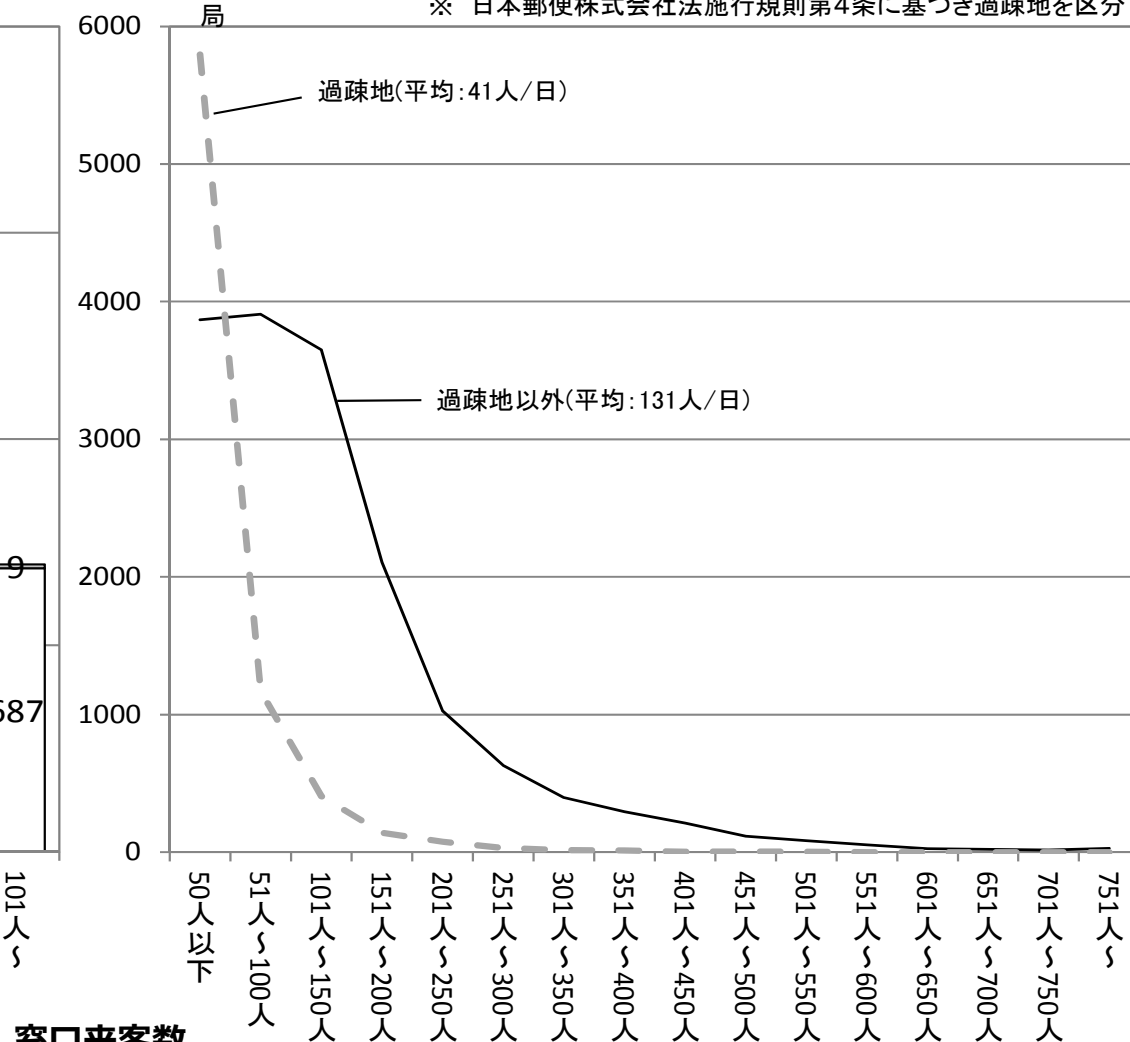


※ 窓口来客数データがない局(郵便専門局及び期間限定開設局)を除く

### 全郵便局

2015年度データを基に作成

※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条に基づき過疎地を区分



- 郵政グループの事業を支える大切なインフラである郵便局ネットワークの価値を高めることを目的として、地域の変化に対応した最適な店舗配置に取り組んでいる。
- 具体的には、人口が増加している地域等へ新規出店を進めるとともに、お客さま利用の少ない既存郵便局を他地域に再配置することにより、利便性の高い場所への店舗出店等を実施している。
- また、都市部の郵便局の統廃合や過疎地等におけるユニバーサルサービスを確保しつつ、需要規模に応じた運営形態の見直しも進めている。

## 民営化以降の取組

	都市部の郵便局の統廃合	需要規模に応じた運営形態の見直し等		郵便局の新規出店	自治体施設の空きスペースへの移転
		運営形態の見直し	廃止		
局数	93局	29局	4局	29局	12局

- 簡易郵便局は、日本郵便株式会社から郵便局窓口業務を第三者(受託者)に委託して運営。
- 簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。
- 簡易郵便局の約9割が個人による受託であり、そのうちほとんどの局が全業務(郵便・貯金・保険)を実施。

## 1 受託者確保の取組

簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。周知方法は、公募の内容を周辺の郵便局に掲示するほか、日本郵便株式会社ホームページ上に募集地域を掲載。

## 2 受託者の属性

(2016年7月末現在の営業中局数)

	局数	内訳				
		郵便を実施	貯金を実施	為替を実施	振替を実施	保険を実施
地方公共団体	107	107	106	107	107	70
農協	175	175	49	165	165	16
漁協	34	34	17	28	28	11
その他法人	119	119	108	109	109	98
個人	3,576	3,576	3,564	3,566	3,566	3,521
合計	4,011	4,011	3,844	3,975	3,975	3,716

- 一時閉鎖(主に受託者からの契約の解除によって窓口営業ができていない状態)を解消する取組を継続して実施しており、郵政民営化時点より一時閉鎖となっているものは減少している。
- 今後も再開による一時閉鎖の解消に取り組む。なお、一時閉鎖が長期化している簡易郵便局で、お客さまの利用に支障がないものについては、整理を進めている。

## 1 一時閉鎖局の解消

民営分社化を機に簡易郵便局の一時閉鎖数が2008年5月末に一時454局まで増加したが、再開に向けた取組の結果、2016年3月末で258局に減少。

## 2 今後の取組

引き続き新たな受託者の確保に努め、一時閉鎖の解消に取り組む。

なお、一時閉鎖の期間が長期化している簡易郵便局で地域需要と他の郵便局の配置状況に照らし、地域住民が他の郵便局を容易に利用することができるものについては、整理を進める。

	一時閉鎖簡易局数	前時点からの増減数	増減内訳			
			再開局数	一時閉鎖局数	廃止・局種変更局数	
2007年10月1日	417	—	—	—	—	うち、一時閉鎖が長期化 <sup>※2</sup> していた簡易郵便局の廃止
2008年3月末	438	21	19	42	2	
2008年5月末	454	16	9	26	1	
2009年3月末	354	▲100	175	79	4	
2010年3月末	242	▲112	172	60	0	
2011年3月末	255	13	124	137	0	
2012年3月末	228	▲27	104	77	0	
2013年3月末	232	4	61	65	0	
2014年3月末	221	▲11	84	73	0	
2015年3月末	218	▲3	46	70	27	
2016年3月末	258 <sup>※1</sup>	40	39	89	10	10
民営化後累計	—	▲159	833	718	44	36

※1: 簡易郵便局の一時閉鎖局数(258局)のうち、14局は東日本大震災によるものであり、その他の主な理由は以下のとおり。

個人受託者の病気・高齢等(約53%)、農協・漁協の統廃合・人員削減等(約21%)、受託者死亡等(約25%)、地方公共団体からの申し出(約1%)。

※2: 民営分社化時点で委託契約が無く、局舎等の実態が無くなっていた簡易郵便局。

\* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋